

はじめに

(年度末に作成)

令和7年3月

西条市長 高橋 敏明

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画の策定体制	3
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況	4
1 西条市における概況	4
2 これまでのこども・子育て支援の取組状況	7
3 こども・子育て支援に関する市民の意識	8
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 めざす姿	24
2 計画の基本理念	24
3 計画の基本目標	25
第4章 施策の展開	26
施策の体系	26
基本目標1	
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培うことを支援します	27
基本目標2	
こどもの心と身体が健全に成長する環境を整備します	33
基本目標3	
多様な支援ニーズに対応します	36
基本目標4	
子育て当事者が安心してこどもと向き合える環境を整備します	39
第5章 子ども・子育て支援の提供体制	45
1 教育・保育提供区域の設定	45
2 教育・保育の量の見込みと提供体制	46
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	57
4 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策	66
第6章 計画の推進に向けて	67
1 推進体制	67
2 計画の進捗管理	67
資料編	68

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の出生数は予測を上回る速度で減少し、人口減少に歯止めがかかっていません。出生数は平成27年の100万5,656人から令和5年は72万7,277人へ、合計特殊出生率は平成27年の1.45から令和5年は1.20となっています。

このような状況となった背景には、若年世代を中心とした未婚率の上昇とそれに伴う晩婚化・晩産化、将来を見通しづらい経済的な不安定さ、仕事と子育ての両立の難しさ、結婚や家庭に対する価値観の多様化など、様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。

こうした中、国は、令和5年4月1日に「こども基本法」を施行するとともに、同法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を閣議決定しました。この「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」では、すべてのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会をめざすとしています。

また、令和5年12月22日に閣議決定したこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、令和6年10月に子ども・子育て支援法が改正されました。

本市では、平成27年3月に「西条市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期西条市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種子育て支援策を展開してきましたが、このたび、第2期計画の計画期間が終了します。少子化対策は、社会の都合で特定の価値観を押し付けたりするものであってはなりません。このまちでこどもを産み育てたい」という個々の気持ちに寄り添うとともに、こどもの権利が守られ、その個性や才能を伸ばしていける環境づくりを進めるため、これまでの取組の成果や課題を踏まえて、こども・子育て支援施策を体系的かつ効果的に実施するための指針として、「第3期西条市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」とします。)を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1)計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第3条で定める基本理念にのっとり、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「市町村行動計画」として策定するものです。

また、併せて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条の規定に基づく「自立促進計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく「市町村計画」の位置づけを持つ計画として策定しています。

本市においては、「第3期西条市総合計画」を上位計画とし、「第3次西条市健康づくり計画」「西条市教育大綱」、「第7次西条市障がい者福祉計画(障がい児福祉計画)」等の分野別の計画等とも整合を図り、分野横断的に子ども・子育て支援を充実させていくものとしします。

(2)計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、各事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の途中であっても、必要な対策を講ずることとします。

年 度	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
西条市子ども・子育て支援事業計画	第1期計画					第2期計画					第3期計画				

3 計画の策定体制

本計画は、本市の現状分析(教育・保育及び子育て支援事業等)とニーズ調査の実施結果を踏まえて、目標設定を行いました。また、西条市子ども・子育て会議において審議を行い、こどもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れました。

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、ニーズ等を把握するため、市内に在住する就学前児童と小学生のいる世帯を対象に、令和6年5月にアンケート調査を行いました。

調査の方法や回収状況は次のとおりです。

調査対象	市内全域の就学前児童の保護者 2,000人 ※年齢配分・地域配分を勘案して住民基本台帳より無作為抽出 小学生の保護者 2,559人 ※市内小学校に通う1・3・6年生全員
調査方法	就学前児童の保護者 : 郵送により配布・回収 小学生の保護者 : 学校を通じ配布・回収 ※インターネットによる回答も可とした。
調査期間	令和6年5月
回収状況	就学前児童の保護者: 有効回答数 936件/有効回答率 46.8%(前回64.8%) 小学生の保護者 : 有効回答数 1,852件/有効回答率 72.4%(前回88.3%)

(2) 西条市子ども・子育て会議

計画の策定と推進にあたって、子育てに関わる当事者、支援者等の意見を反映するとともに、各種子育て施策を子育て当事者の実情を踏まえて実施するため、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「西条市子ども・子育て会議」において、計画の内容について審議し、計画書に反映しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

○実施期間: 令和7年1月14日から令和7年2月14日まで

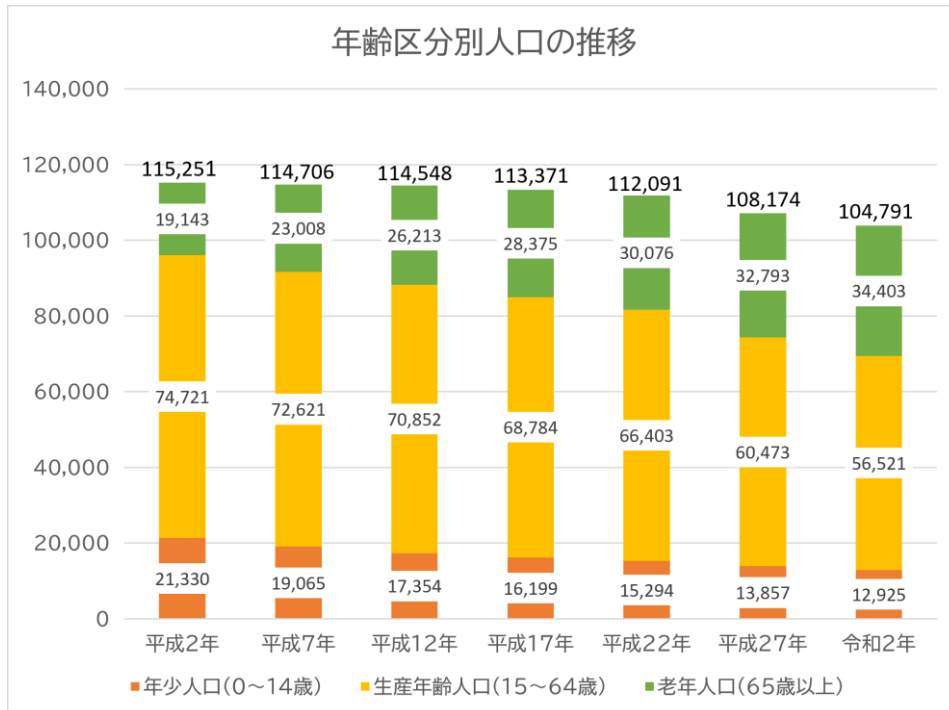
○素案閲覧場所: 市ホームページ、本庁子育て支援課、西部支所市民福祉課、各サービスセンター、各市立保育所・認定こども園・幼稚園

○意見数 : 名(件)

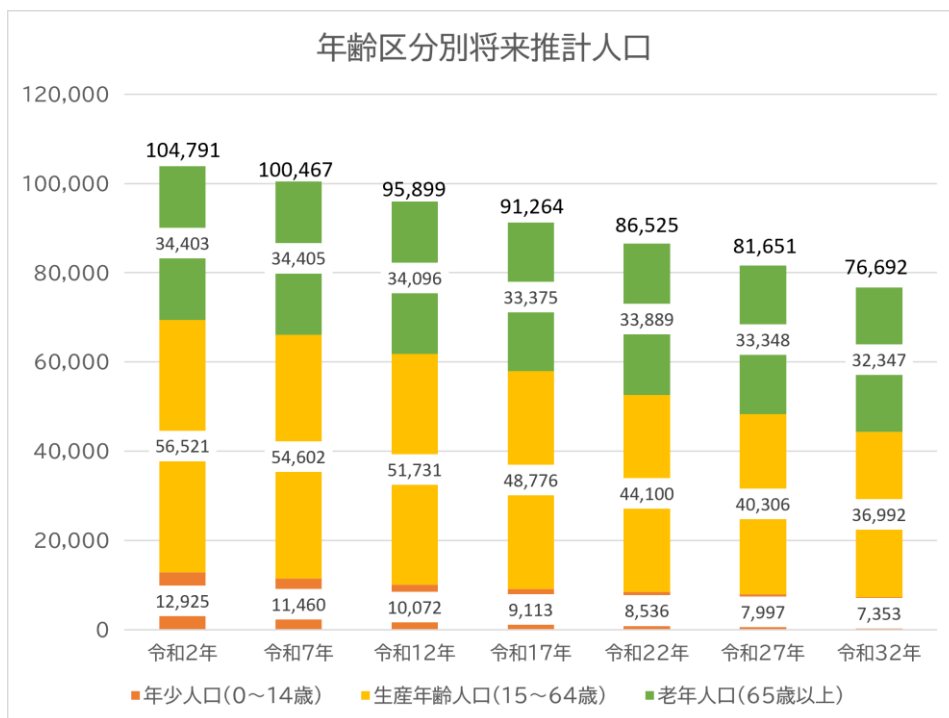
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 西条市における概況

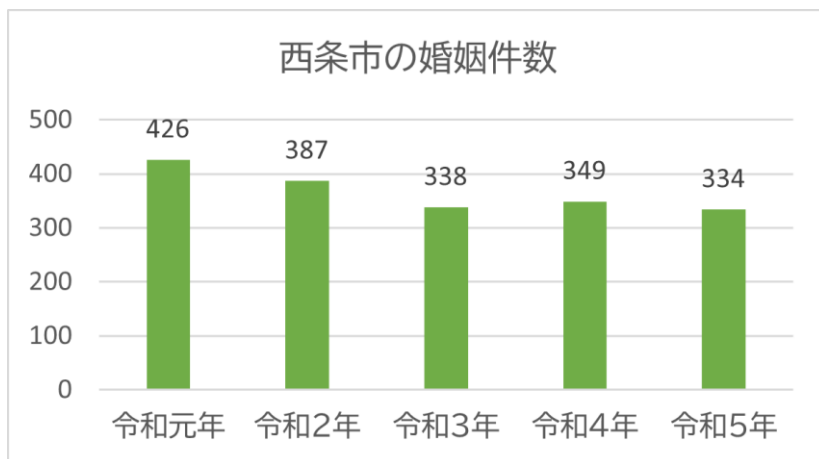
年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少している一方、老年人口(65歳以上)は増加しており、全体の3割超を占めています。



年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)が減少し続ける一方、老年人口(65歳以上)は横ばいで推移しており、2050年には全体の4割超を占めるようになると推計されています。

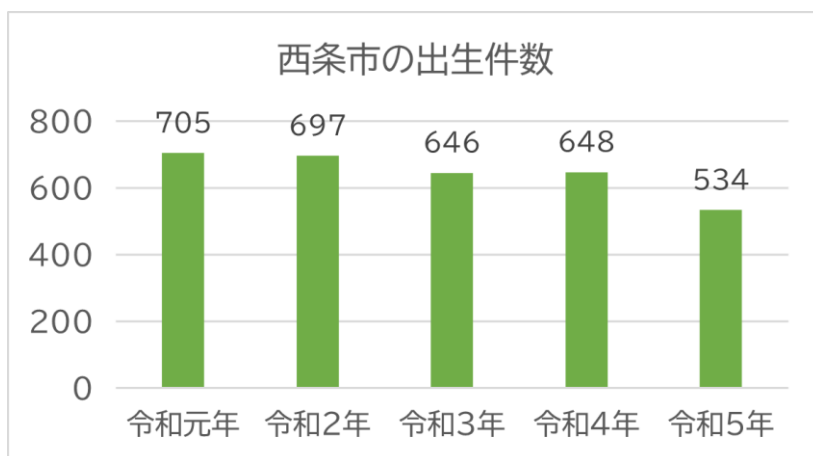


本市の1年間の婚姻件数の推移を見ると、一時的に増加に転じた年もありますが、長期的には減少傾向にあります。



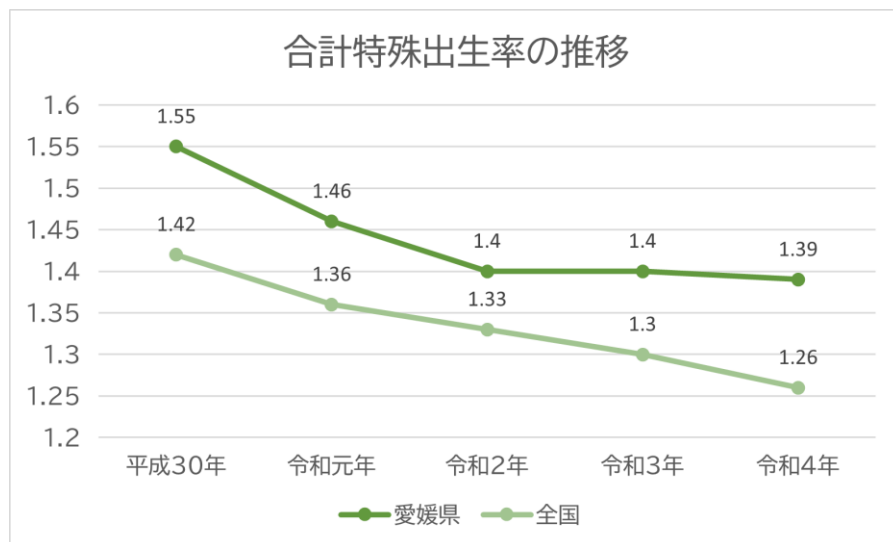
資料：人口動態統計

本市の1年間に生まれたこどもの数(出生数)の推移を見ると、一時的に横ばいになった年もありますが、長期的には減少傾向にあります。



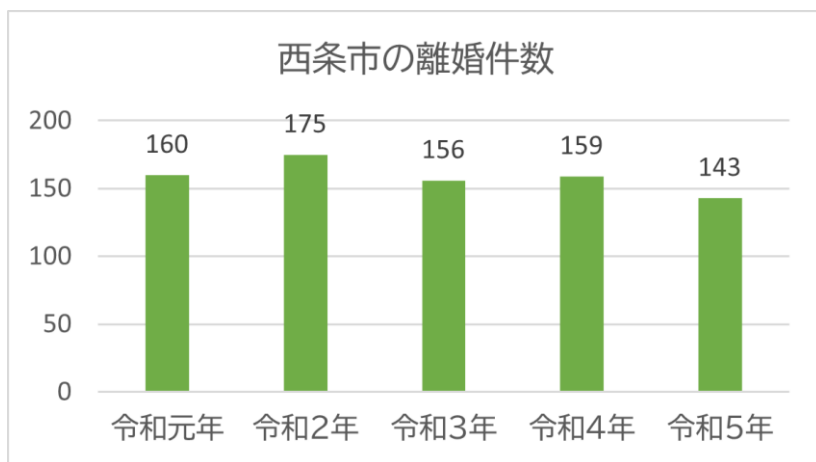
資料：人口動態統計

女性1人あたりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率は、愛媛県平均は全国平均と比べると高い水準にありますが、減少傾向にあります。



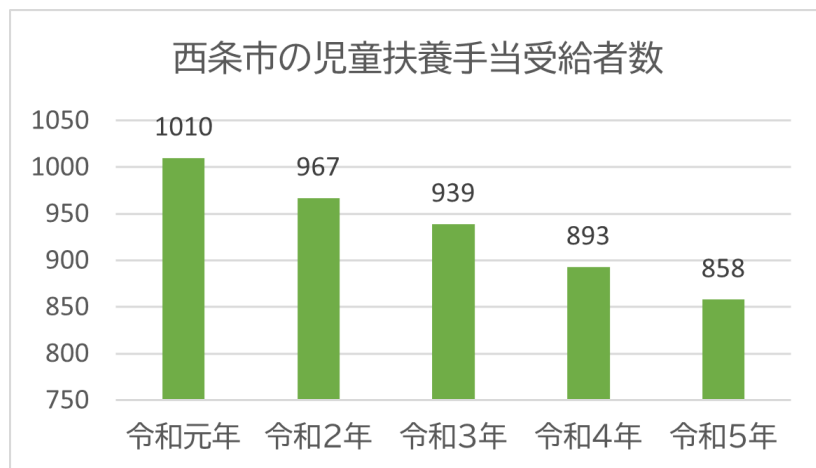
資料：人口動態統計

本市の1年間の離婚件数の推移を見ると、年によってばらつきがありますが、直近では減少に転じています。



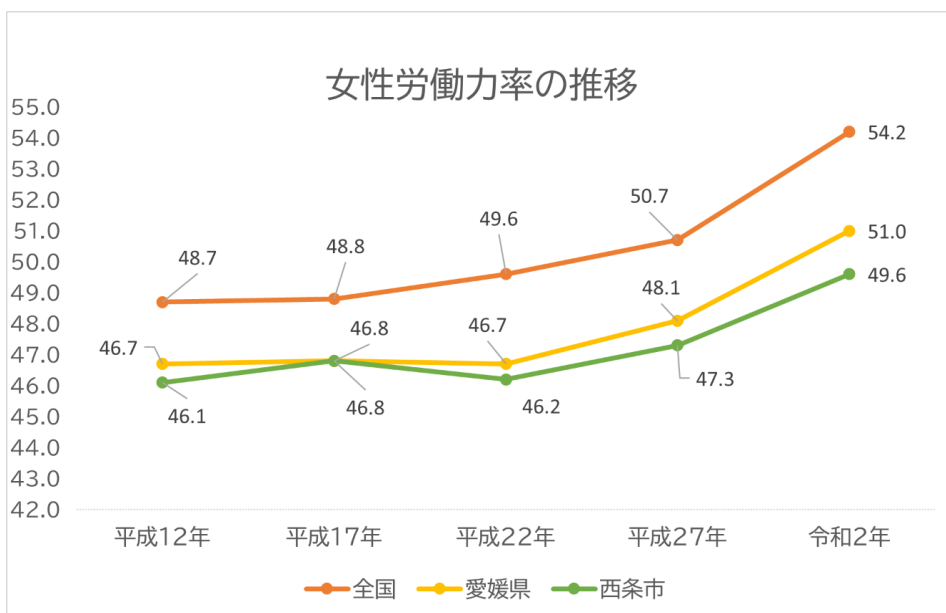
資料：人口動態統計

児童扶養手当の受給者数は、近年減少傾向にあります。



資料：子育て支援課

平成12年から令和2年の国勢調査における女性労働力率(15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合)をみると、平成22年以降増加傾向にあります。



資料：国勢調査

2 これまでのこども・子育て支援の取組状況

「西条市子ども・子育て支援事業計画」で設定した確保方策の内容(供給見込み量)と利用実績を整理すると下表のとおりです。

教育・保育事業については、定員総数が徐々に拡充されており、保育所待機児童数は令和6年度現在もゼロとなっています。

地域子ども・子育て支援事業のうち、一部の事業で計画値と実績に乖離がみられるものがありますが、国の示した算出手順に沿って算出した結果、ニーズ量が実際の利用状況より過剰に算定されたり、計画期間中に事業を実施できなかったことによるものです。

事業		単位	計画で定めた確保内容(量)				実績				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
教育・保育	1号認定	人	1,200	1,200	1,200	1,200	745	718	690	573	
	2号認定	人	1,913	1,913	1,913	1,913	1,697	1,760	1,686	1,691	
	3号認定	0歳	人	231	231	231	231	138	140	112	137
		1・2歳	人	845	845	845	845	919	913	884	860
延長保育事業		人	344	340	333	329	282	285	278	264	
一時預かり事業	幼稚園型	人日	5,855	5,874	5,671	5,614	7,059	5,827	6,403	5,660	
	幼稚園型を除く	人日	5,600	5,535	5,424	5,344	6,233	5,600	4,732	4,734	
子育て援助活動支援事業		人日	1,295	1,267	1,239	1,214	1,554	1,392	1,641	1,500	
子育て短期支援事業		人日	349	345	337	332	0	0	0	0	
病児・病後児保育事業		人日	1,423	1,407	1,379	1,359	498	921	1,179	1,353	
地域子育て支援拠点事業		人回	18,820	18,602	18,230	17,962	16,335	12,091	13,361	14,609	
利用者支援事業		か所	3	4	4	4	2	2	2	2	
乳児家庭全戸訪問事業		人	679	666	652	640	609	530	492	544	
養育支援訪問事業		人	28	27	26	26	38	64	97	100	
妊婦一般健康診査事業		人回	9,067	8,901	8,710	8,544	8,141	7,797	7,235	6,733	
放課後児童健全育成事業		人	1,873	1,801	1,756	1,692	1,760	1,573	1,585	1,657	
実費徴収に係る補足給付を行う事業			—	—	—	—	39	48	46	37	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業			—	—	—	—	0	0	0	0	

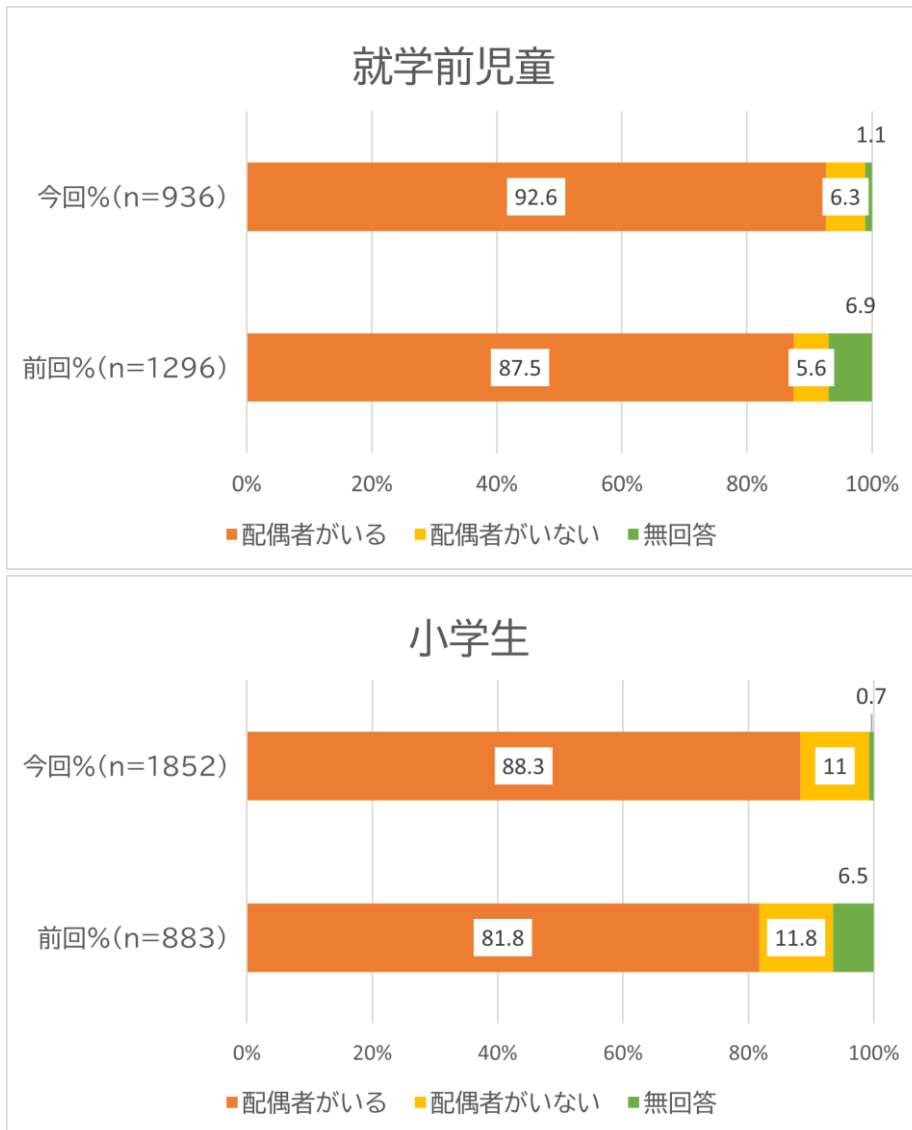
3 こども・子育て支援に関する市民の意識

令和6年5月に実施した「西条市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から、就学前児童、小学生の保護者の子育てに関する意識や生活状況等について主な内容を示します。

(1) 保護者の状況と子育ての担い手について

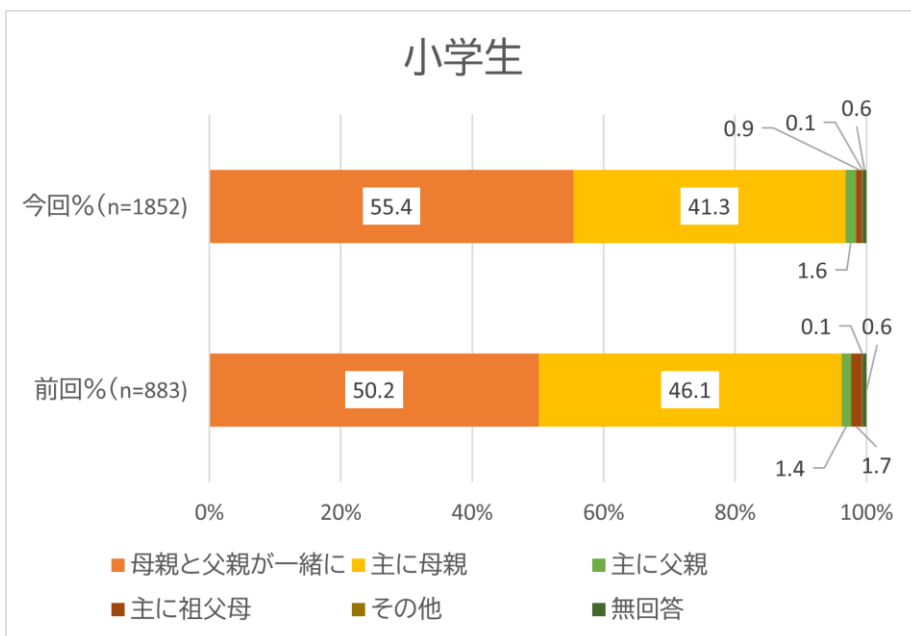
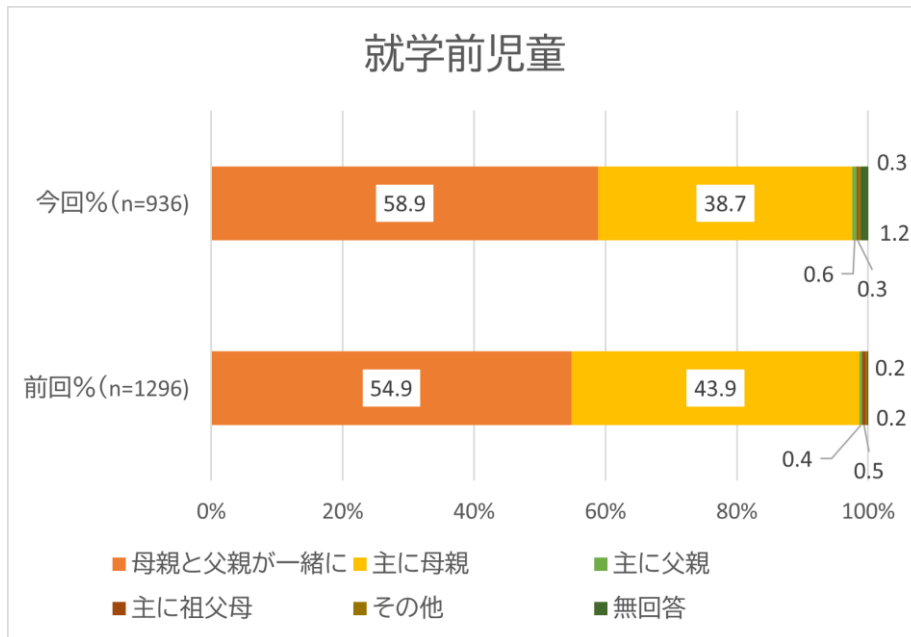
◆ 保護者の配偶関係

「配偶者はいない」と答えた人は就学前児童の6.3%、小学生の11%となっています。



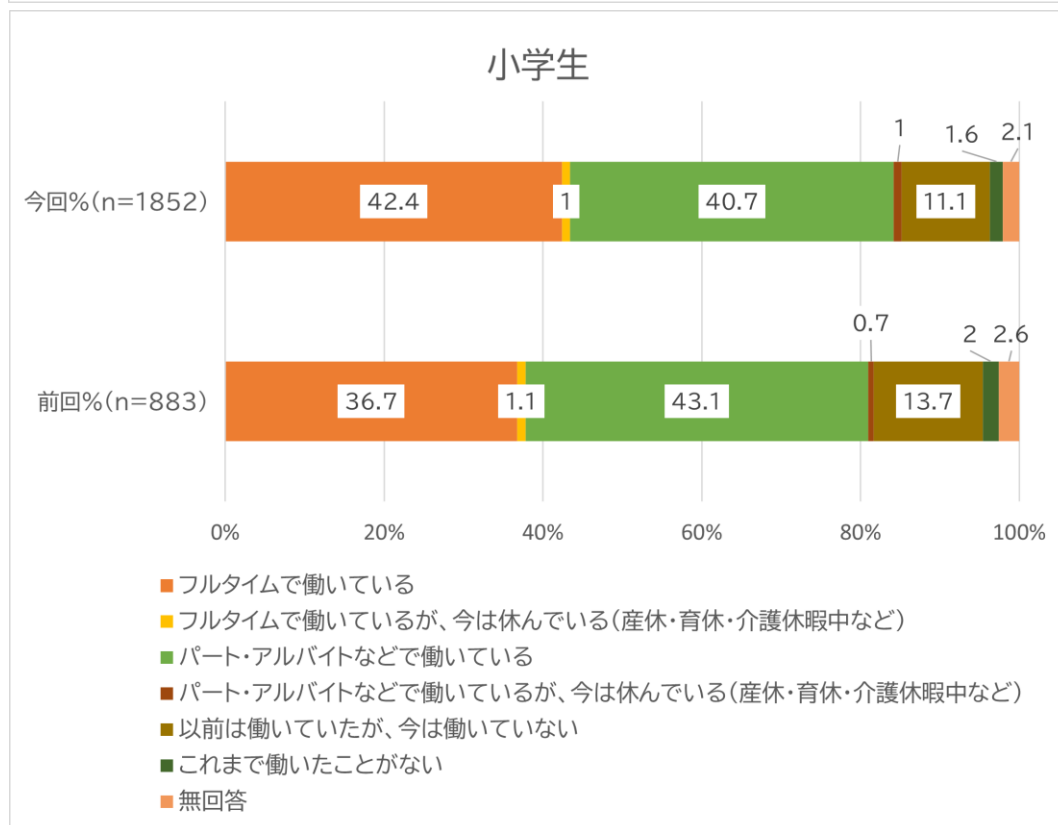
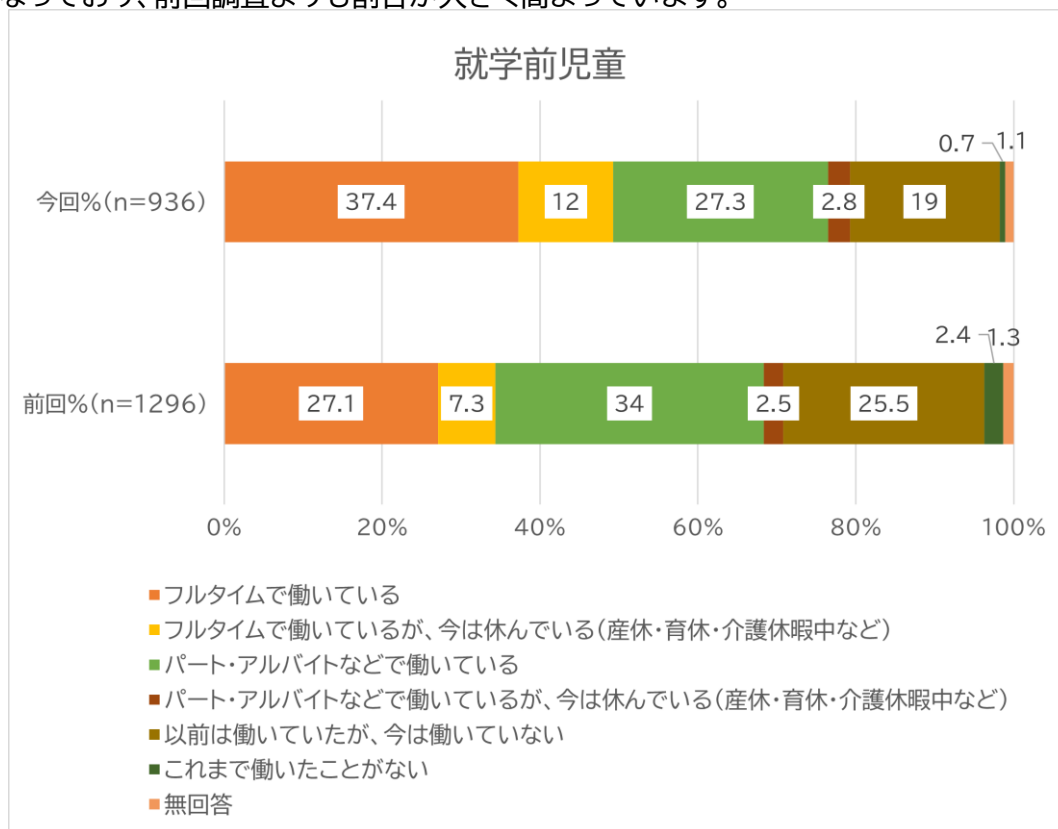
◆ 子育てや教育を主に行う人

「母親と父親が一緒に」と答えた人は就学前児童の58.9%、小学生の55.4%となっており、前回調査よりも割合が高まっています。



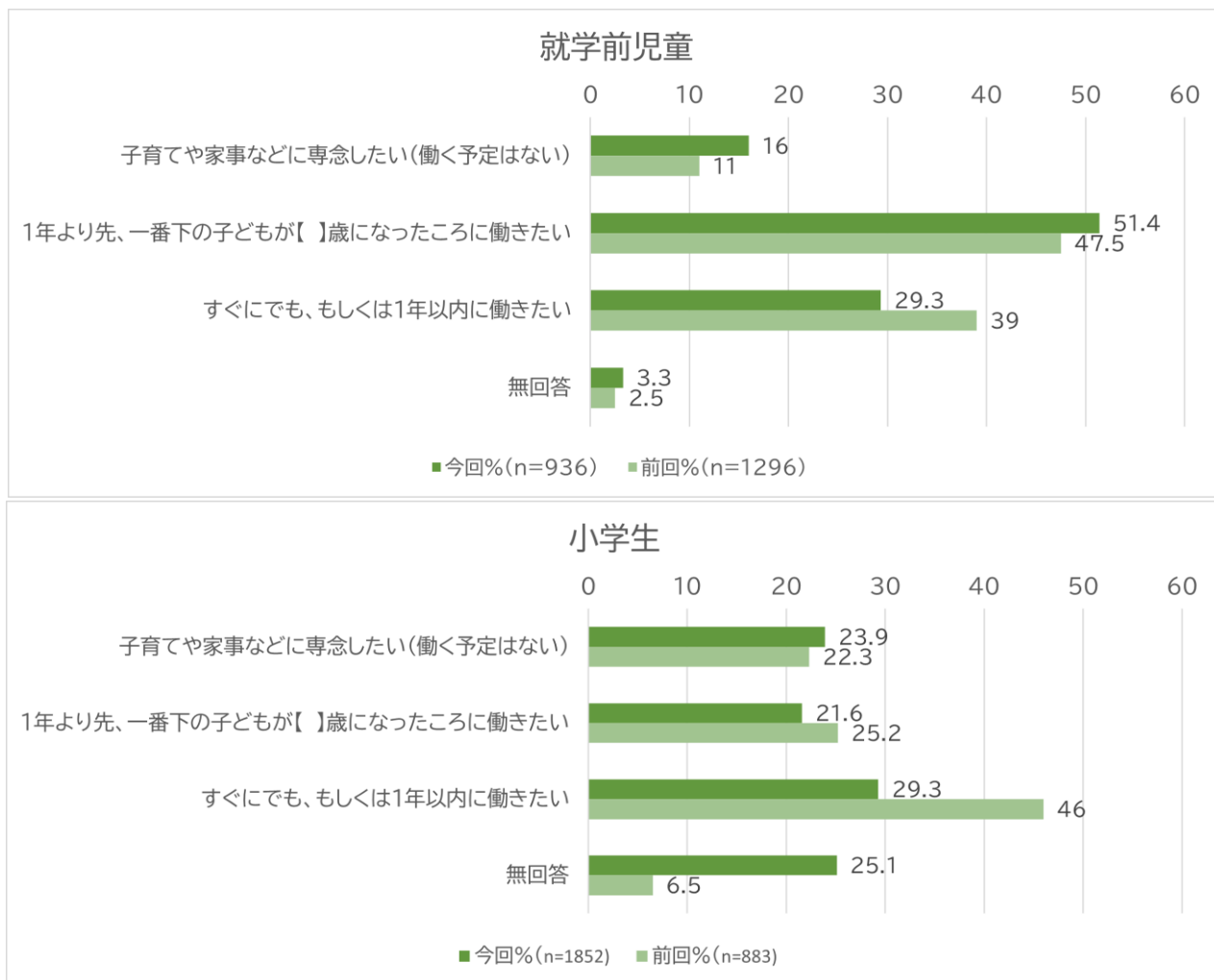
◆母親の就労状況

フルタイム、パート・アルバイトなどで働いている人が就学前児童の79.5%、小学生の85.1%となっており、前回調査よりも割合が大きく高まっています。



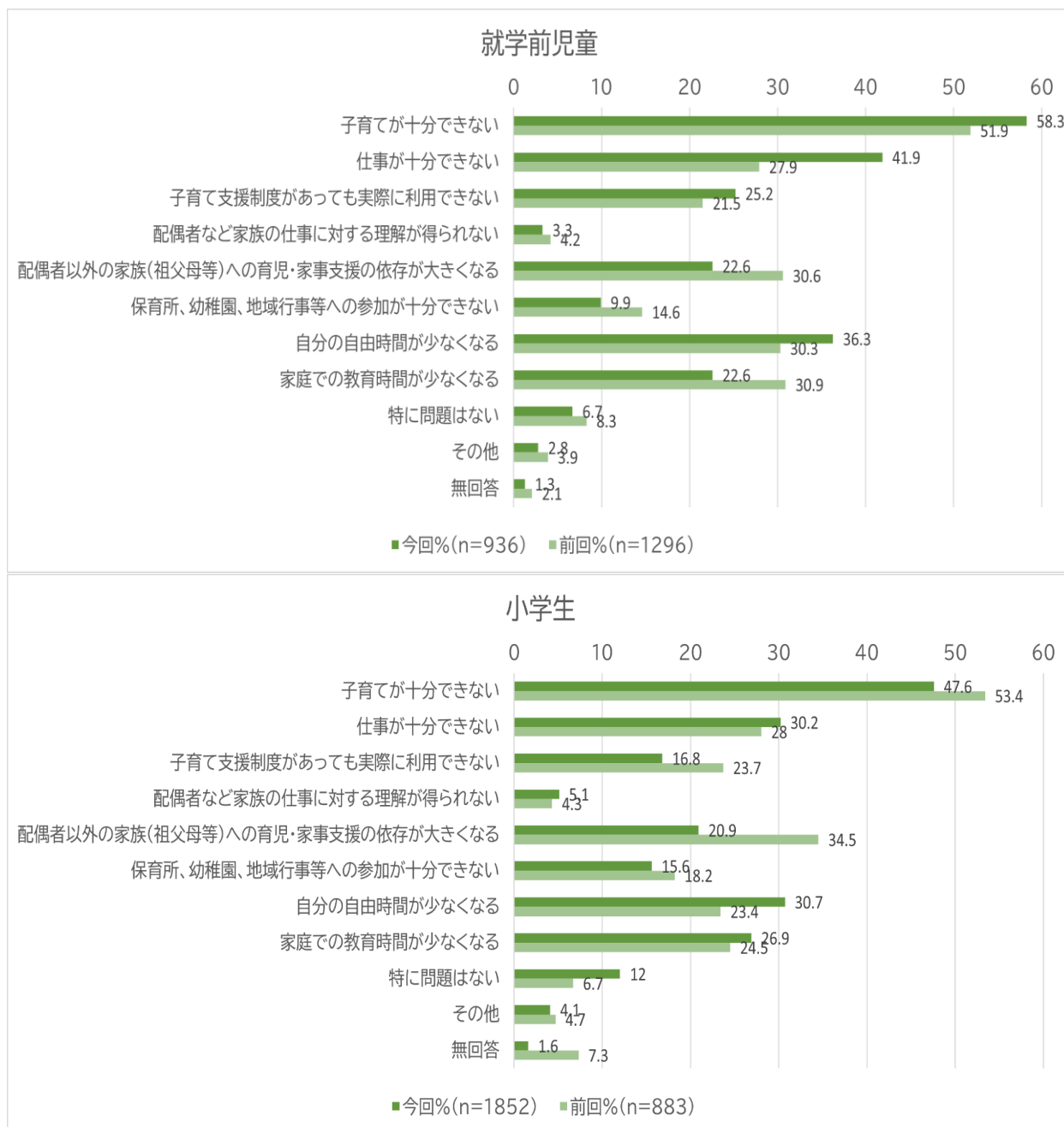
◆就労していない母親の就労希望

「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と答えた人は就学前児童・小学生ともに29.3%で、前回調査よりも割合が低下しています。



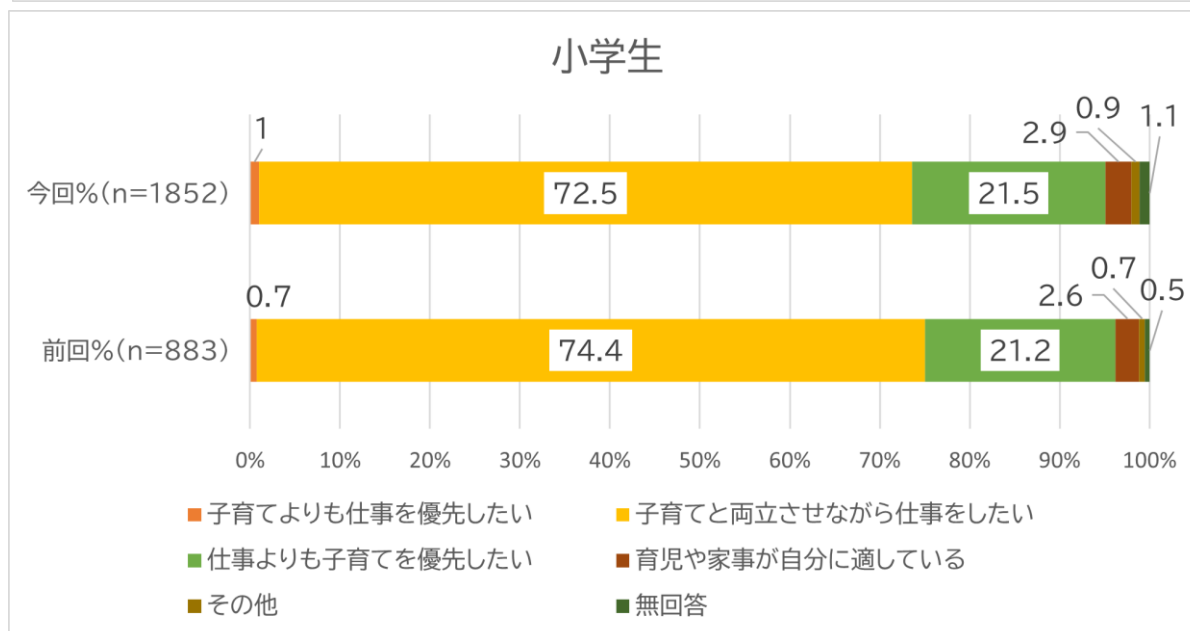
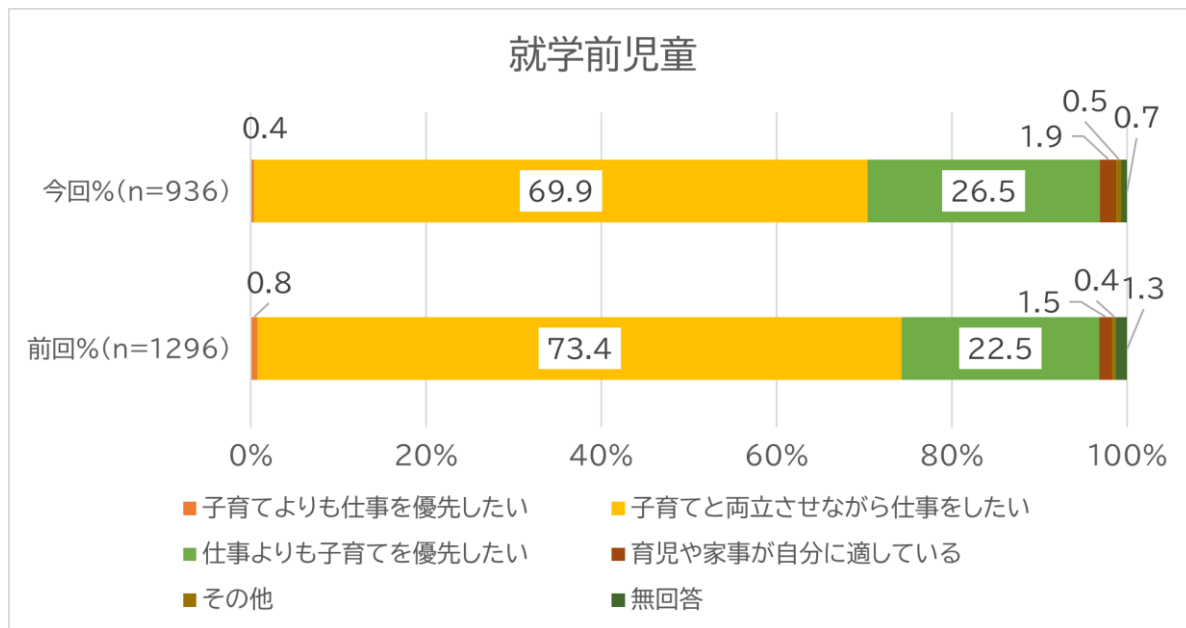
◆仕事と子育てを両立させる上での課題

最も多く選ばれた選択肢が「子育てが十分できない」となっており、就学前児童では58.3%、小学生では47.6%を占めています。



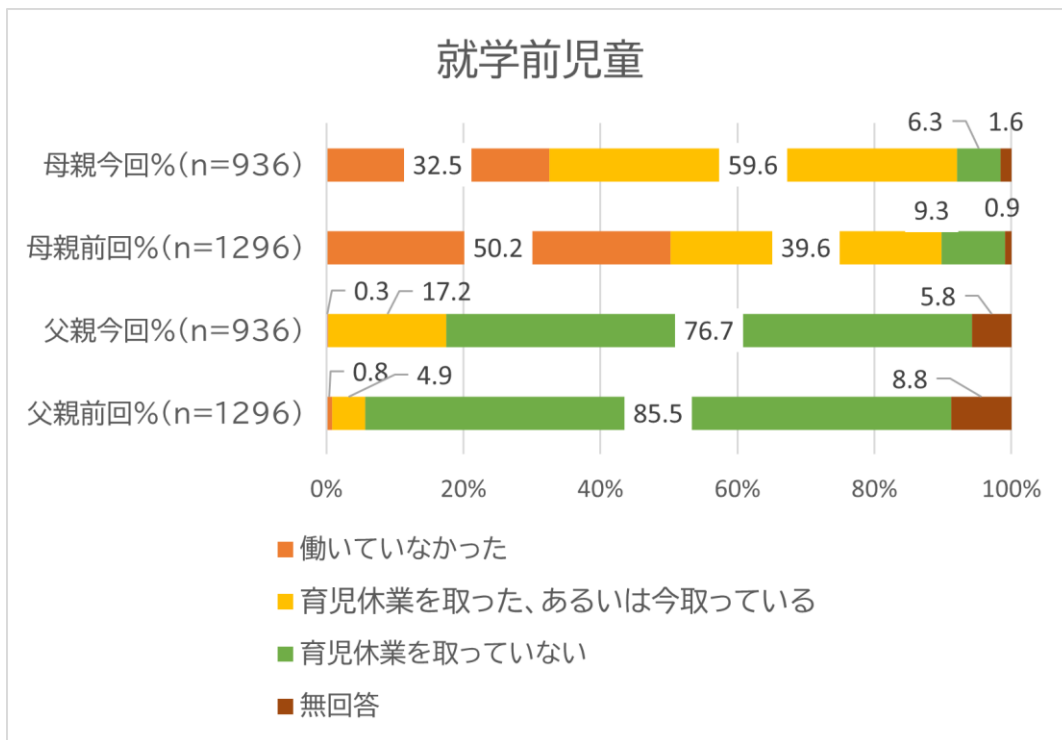
◆仕事と生活の調和について

最も多く選ばれた選択肢が「子育てと両立させながら仕事をしたい」となっており、就学前児童では69.9%、小学生では72.5%を占めていますが、いずれも前回調査よりも低下しています。



◆育児休業の取得状況(就学前児童のみ)

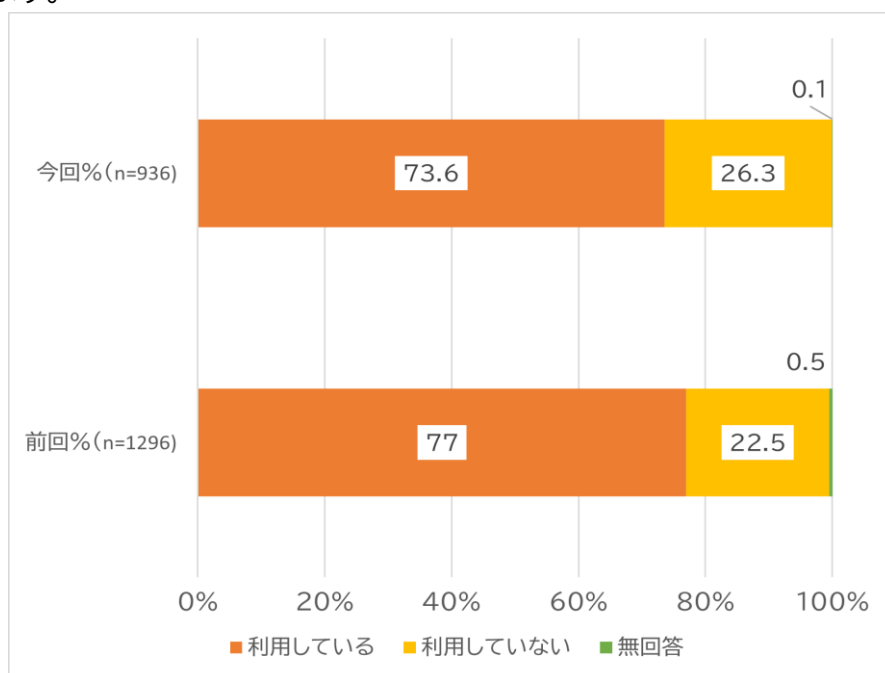
「育児休業を取った、あるいは今取っている」が母親は59.6%、父親が17.2%と両者には依然として開きがあるものの、いずれも前回調査よりも割合が大幅に高まっています。



(2)教育・保育施設等の利用状況と今後の意向

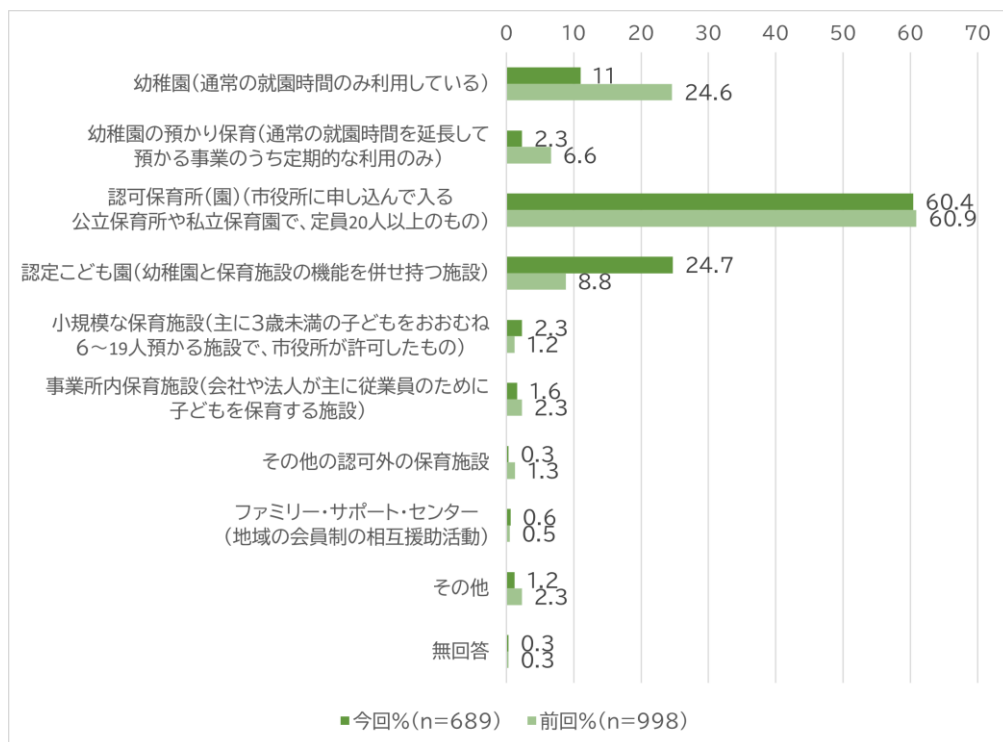
◆教育・保育施設等の利用状況

就学前で何らかの教育・保育施設等を利用している家庭は73.6%で、前回調査よりも低下しています。



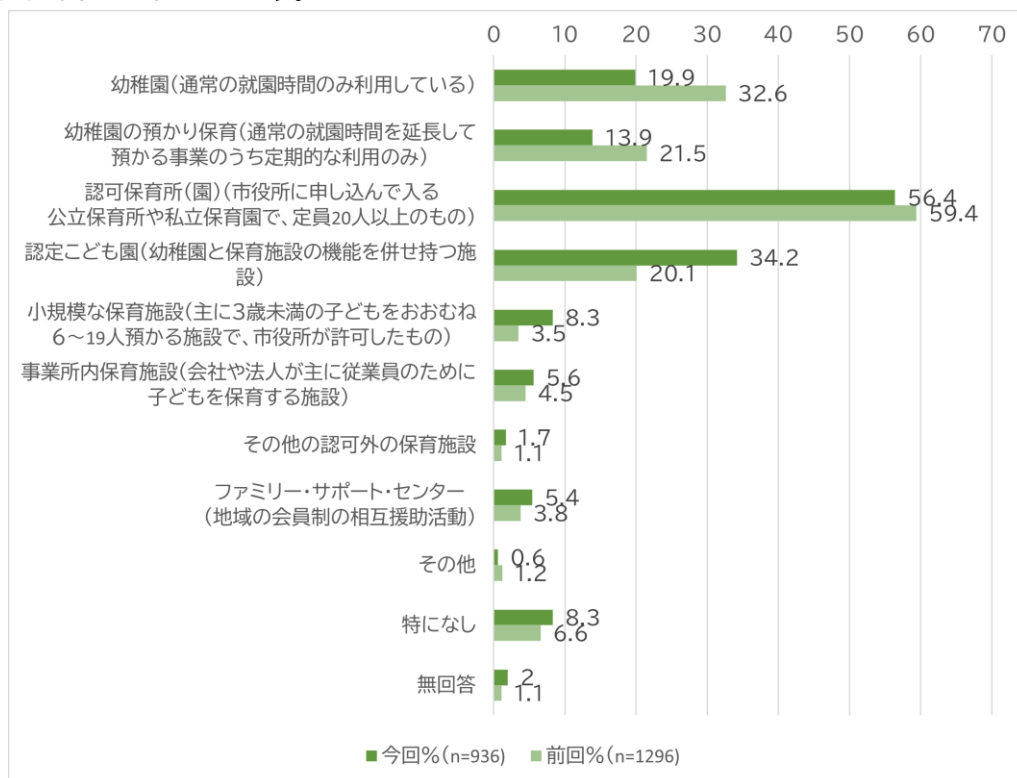
◆利用している教育・保育施設等

「認可保育所(園)」が60.4%と最も多く、次いで「認定こども園」が24.7%となっています。



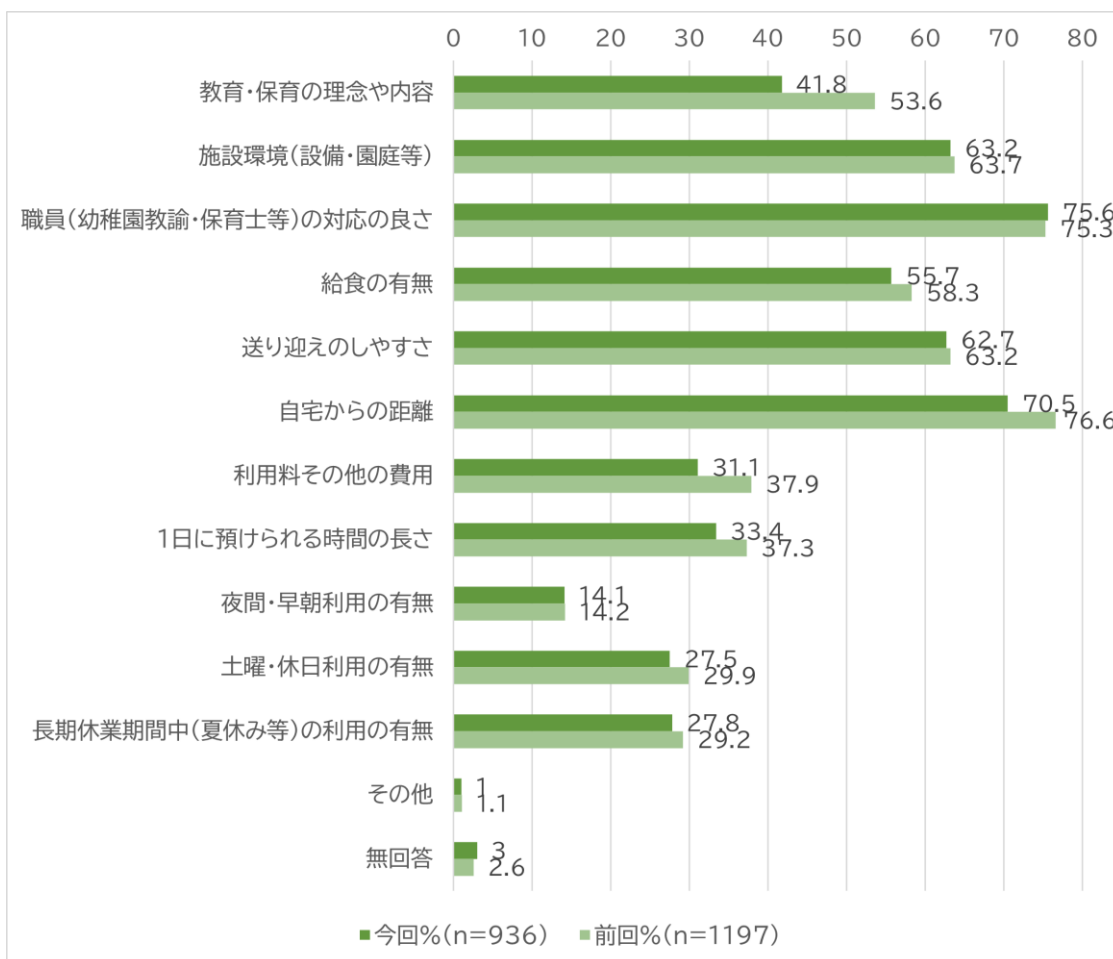
◆今後利用したい教育・保育施設等

「認可保育所(園)」が56.4%と最も多く、これに次いで「認定こども園」が34.2%、「幼稚園」が19.9%などとなっています。



◆教育・保育施設等を選ぶときに重視すること

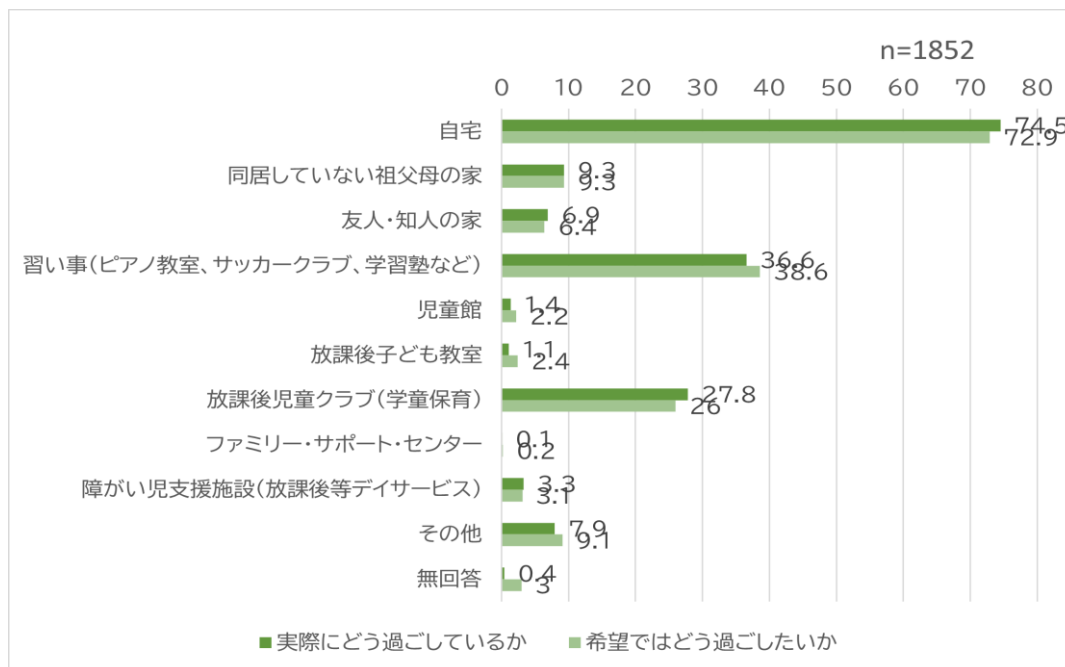
「職員(幼稚園教諭・保育士等)の対応の良さ」が75.6%と最も多く、次いで「自宅からの距離」が70.5%、「施設環境(設備・園庭等)」が63.2%、「送り迎えのしやすさ」が62.7%などとなっています。



(3)放課後の時間の過ごし方

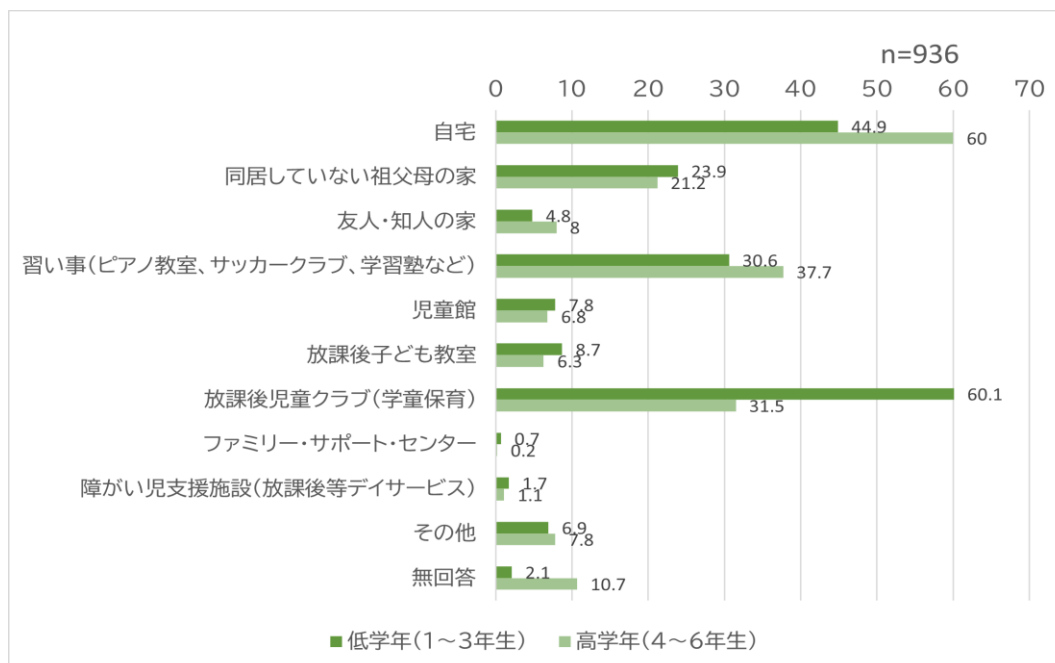
◆放課後の過ごし方(小学生)

希望する過ごし方・実際の過ごし方のいずれも「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。また、実際の過ごし方としての「放課後児童クラブ」は27.8%と前回調査値(19.7%)よりも大きく割合が高まっています。



◆小学校就学後の放課後の過ごし方(就学前児童)

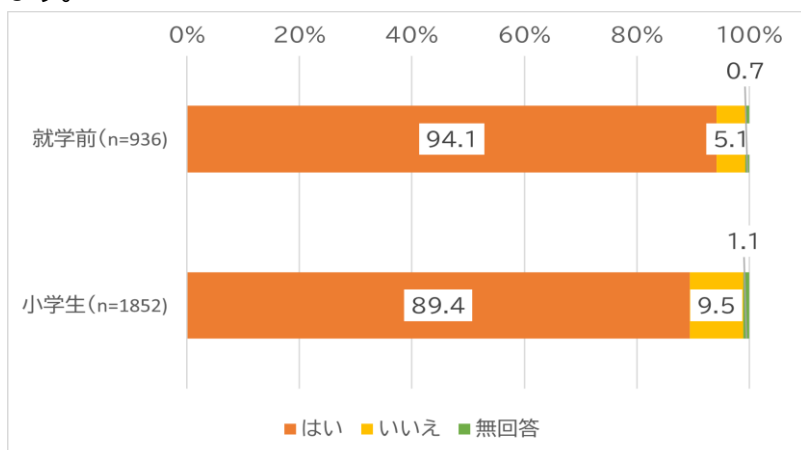
低学年は「放課後児童クラブ」が60.1%と最も高く、次いで「自宅」が44.9%、「習い事」が30.6%となっています。高学年は「自宅」が60%と最も高く、次いで「習い事」が37.7%、「放課後児童クラブ」が31.5%となっています。



(4)子育てに関する意識

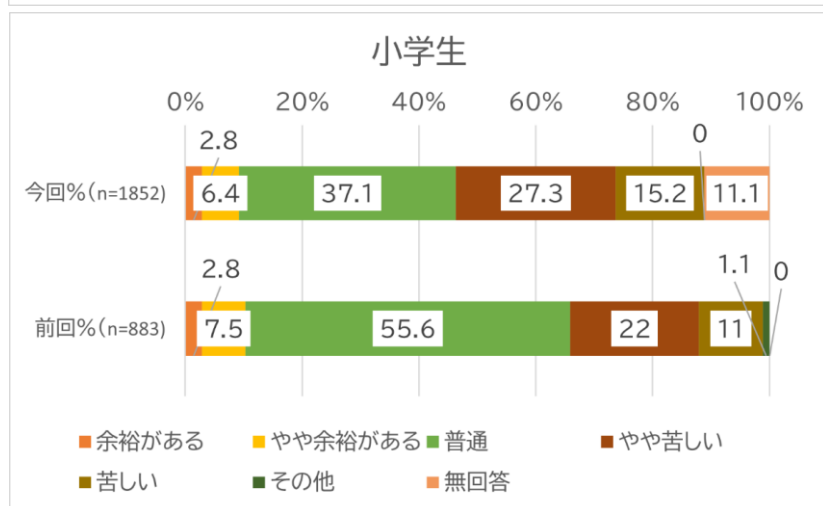
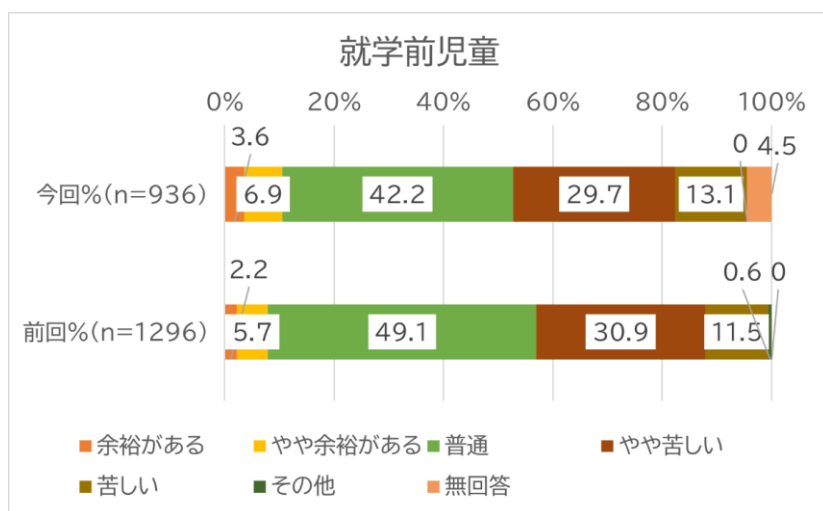
◆子育てに関する相談先の有無

「はい」(相談先がある)が就学前児童の保護者が94.1%、小学生の保護者が89.4%を占めています。



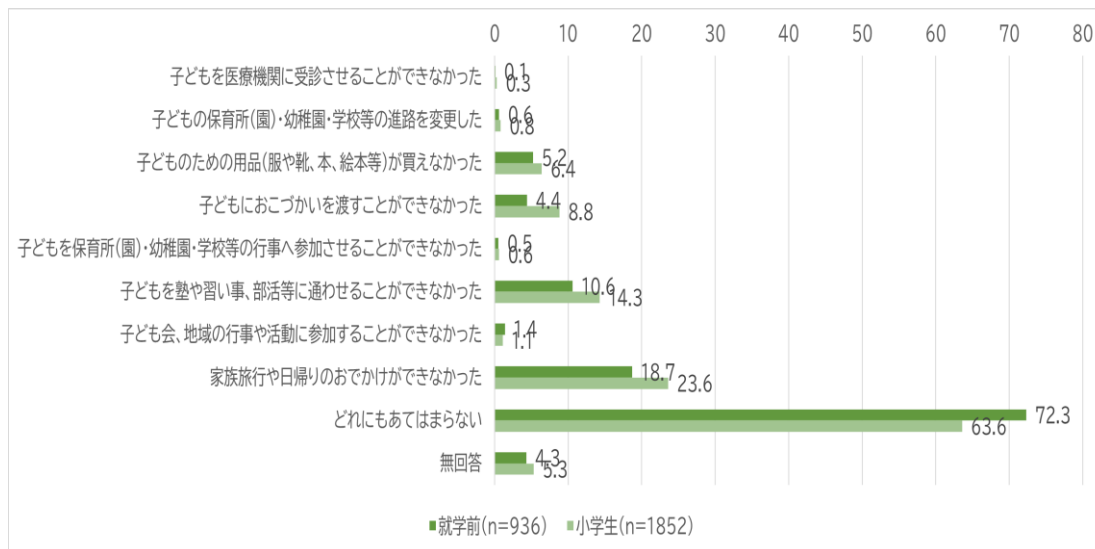
◆経済的にみた暮らしの状況

就学前児童・小学生とも「普通」が最も多く、次いで「やや苦しい」が就学前児童の29.7%、小学生の27.3%を占めています。



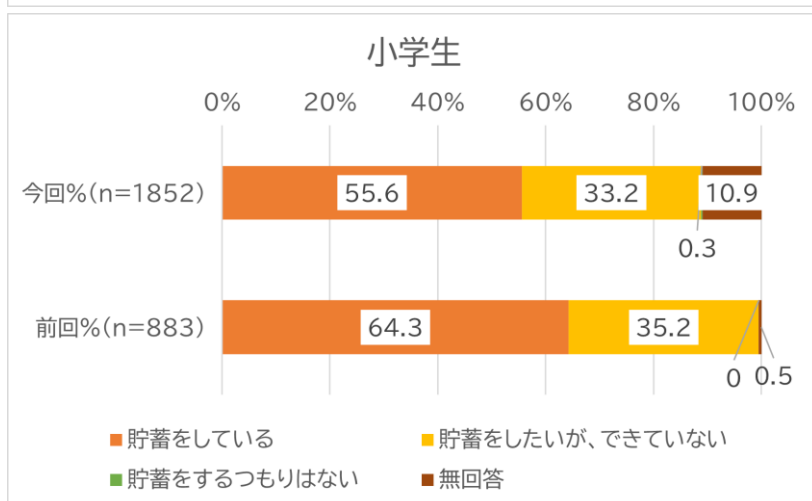
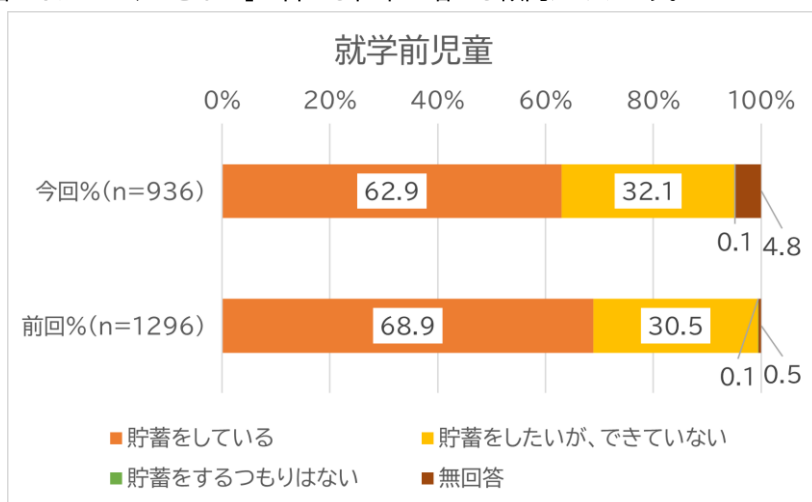
◆こどもに関することのうち、経済的な理由によりできなかったこと

「どれにもあてはまらない」を除くと、「家族旅行や日帰りのおでかけができなかった」が最も多く、就学前児童の18.7%、小学生の23.6%となっており、次いで「子どもを塾や習い事、部活等に通わせることができなかった」(就学前児童10.6%、小学生14.3%)となっています。



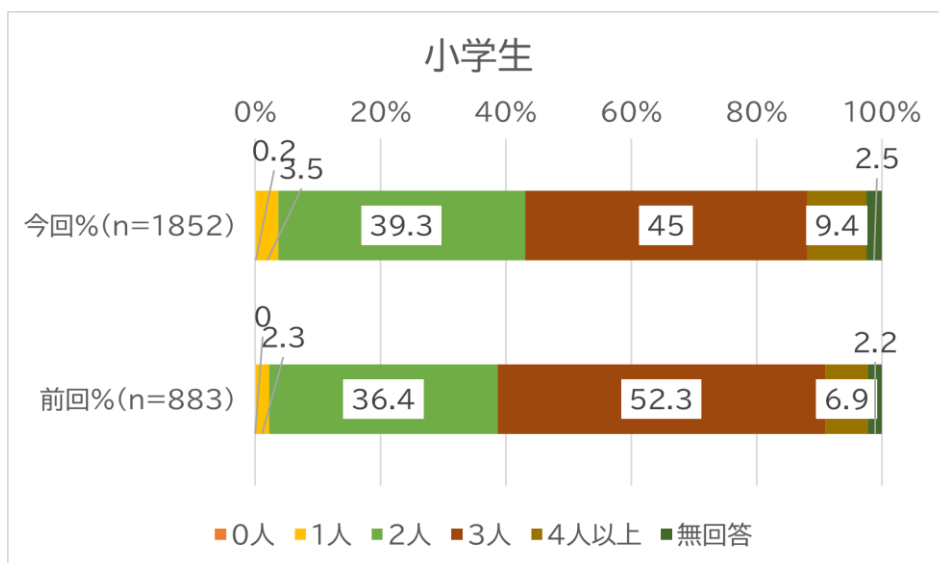
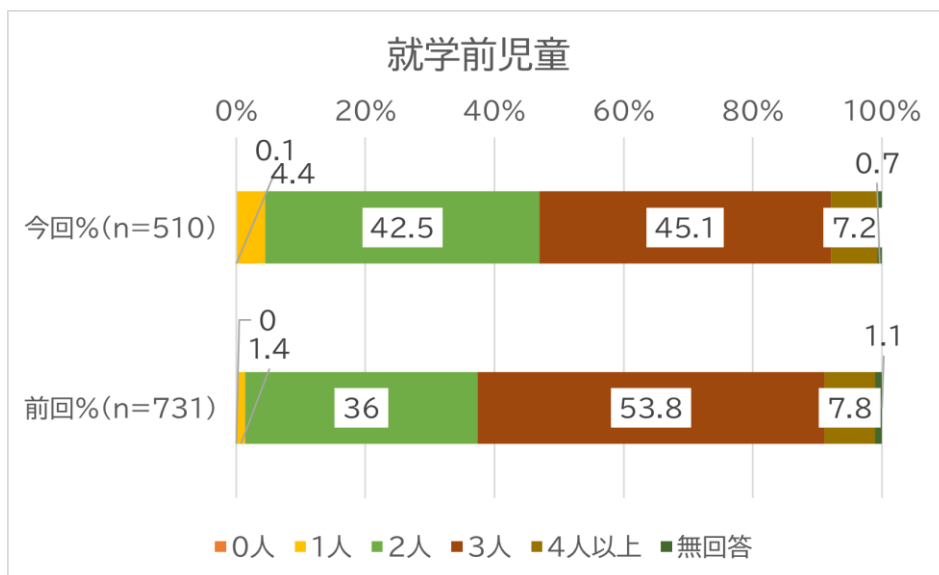
◆こどもの将来のための貯蓄の状況

「貯蓄をしている」が就学前児童の62.9%、小学生の55.6%を占めていますが、就学前児童は「貯蓄をしたいが、できない」と答える世帯が増える傾向にあります。



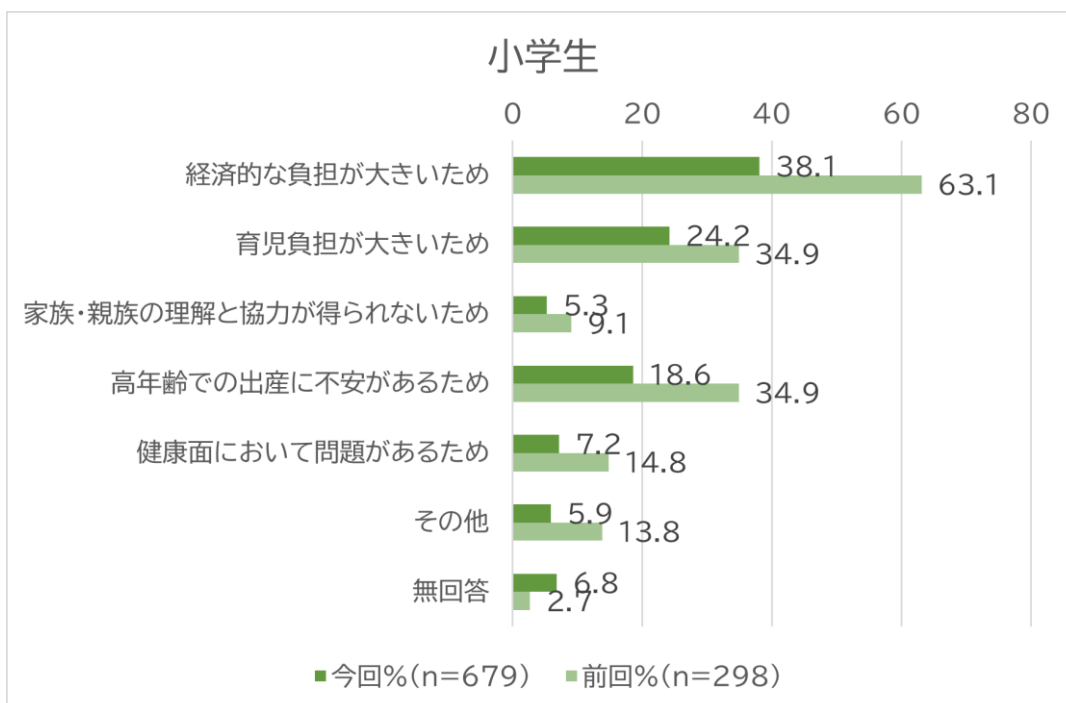
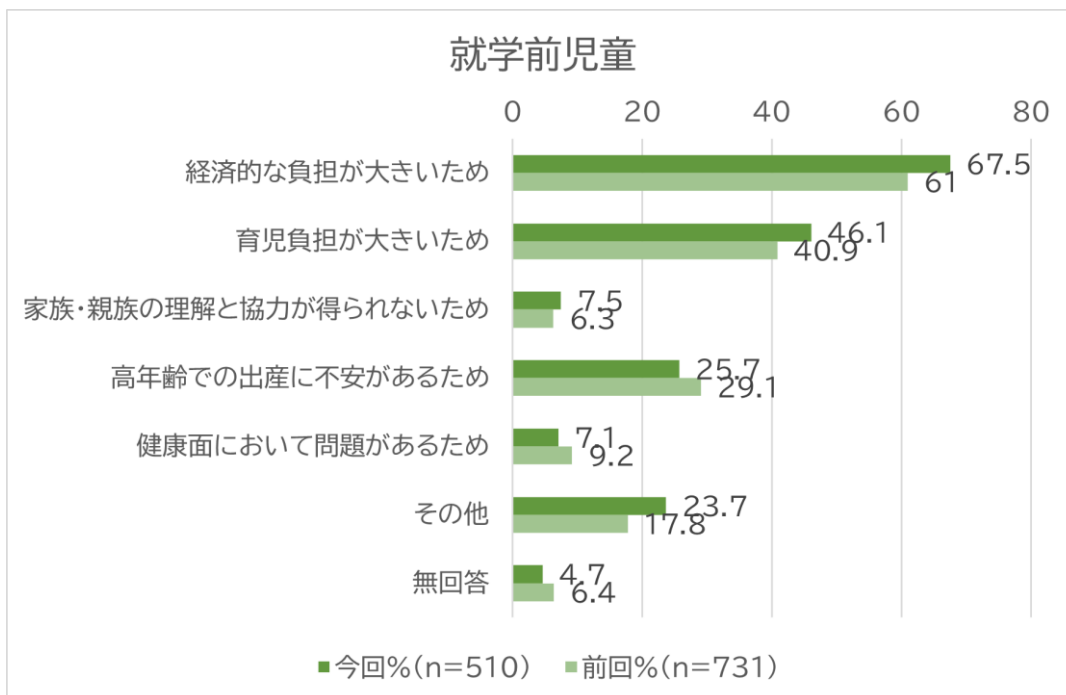
◆理想と思うこどもの人数

理想と思うこどもの人数については「3人」が最も多くを占め、前回調査と傾向は変わりません。



◆理想のこどもの人数に満たない理由

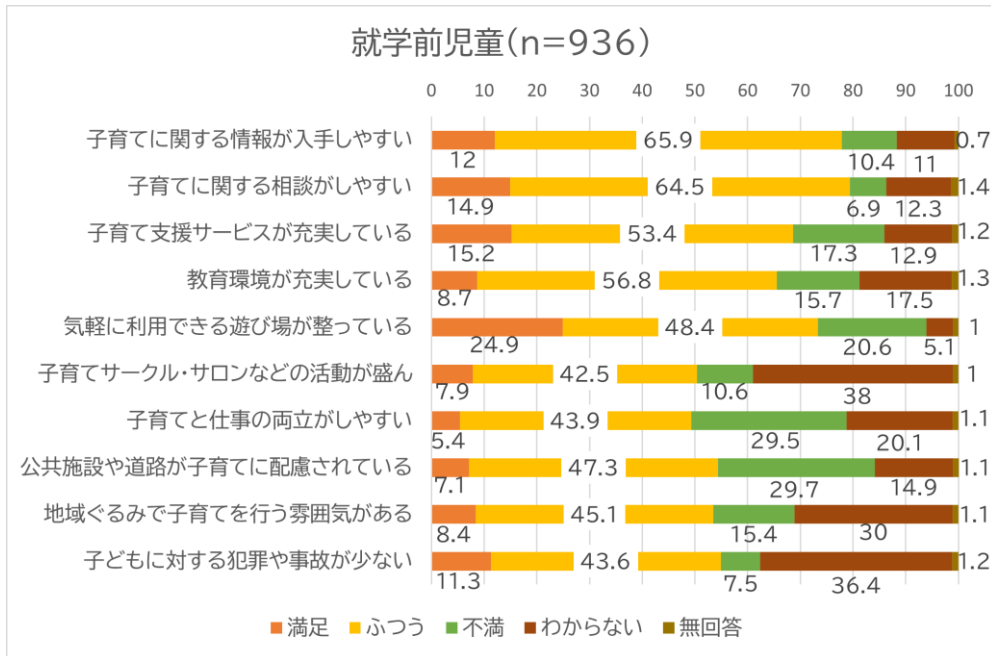
「経済的な負担が大きいため」が最も多く、就学前児童の67.5%、小学生の38.1%を占めています。



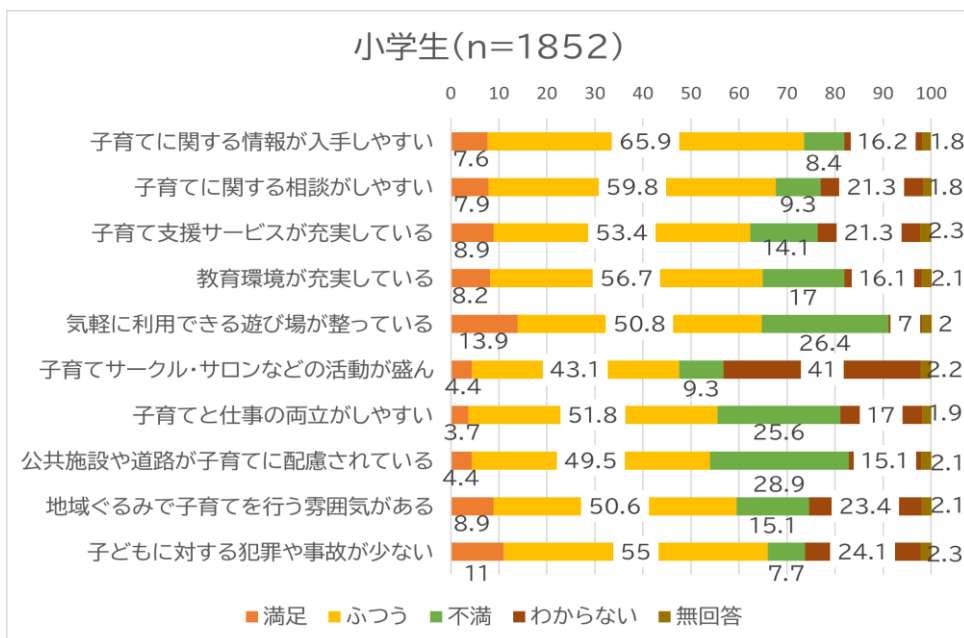
(4)子育てに関わる地域の環境と今後の支援の方向性について

◆地域における子育ての環境や支援について感じること

就学前児童保護者では、「満足」と「ふつう」を合わせて評価が高いものは、「子育てに関する相談がしやすい」(79.4%)、「子育てに関する情報が入手しやすい」(77.9%)、「気軽に利用できる遊び場が整っている」(73.3%)などとなっています。「不満」が多いものは、「子育てと仕事の両立がしやすい」(29.5%)、「公共施設や道路が子育てに配慮されている」(29.7%)などとなっています。

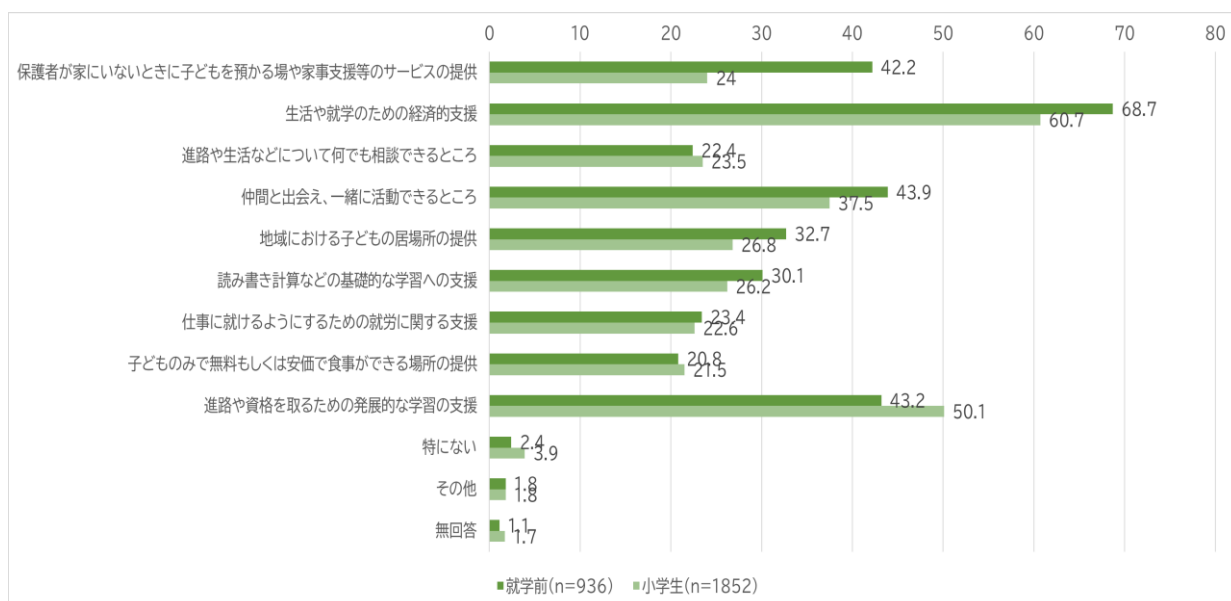


小学生保護者では、「満足」と「ふつう」を合わせて評価が高いものは、「子育てに関する情報が入手しやすい」(73.5%)、「子育てに関する相談がしやすい」(67.7%)、「子どもに対する犯罪や事故が少ない」(66%)などとなっています。「不満」が多いものは、「公共施設や道路が子育てに配慮されている」(28.9%)、「気軽に利用できる遊び場が整っている」(26.4%)などとなっています。



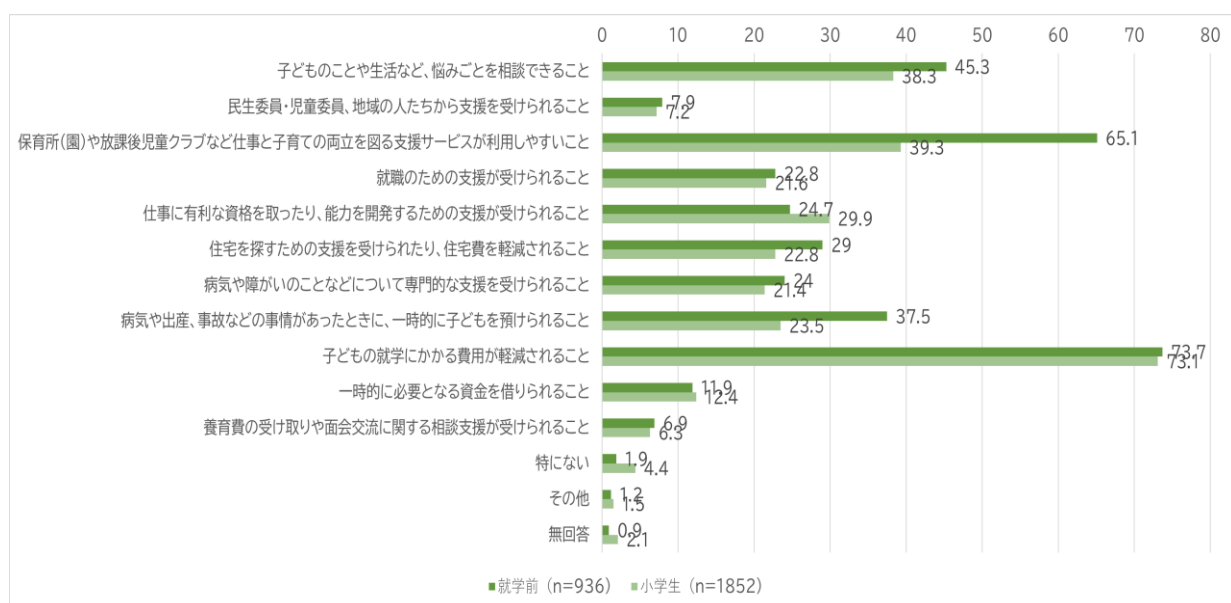
◆こどもに対する支援としてあればよいと思うもの

就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「生活や就学のための経済的支援」が最も高く、続いて「進学や資格を取るため発展的な学習の支援」「仲間と出会い、一緒に活動できる場所」などとなっています。



◆子育てをする上で必要としたり、重要だと思う支援

就学前児童保護者・小学生保護者ともに、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も高く、続いて「保育所(園)や放課後児童クラブなど仕事と子育ての両立を図る支援サービスが利用しやすいこと」「子どものことや生活のことなど、悩み事を相談できること」などとなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

第2期の子ども・子育て支援事業計画では、「子どもと家庭と地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」という将来像を掲げ、住んで良かったと思える住みよいまちとなる施策を進めてきました。

こどもや子育て世帯を取り巻く環境は様々であり、置かれている環境等に関わらず将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう社会全体として取り組むことが求められています。

こうしたことから、本計画においても、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備し、こどもが心身ともに健やかに育まれることをめざします。

こどもと家庭と地域が伸び伸び育つまちづくりをめざして

2 計画の基本理念

こどもの人権の尊重

「こどもの最善の利益が実現される社会をめざす」との考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの育ちの過程に応じた支援を行います。

すべてのこどもと子育て家庭の支援

「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有する」との基本認識を念頭に、就労状況や性別などにより様々に状況が異なる保護者に寄り添い、安心して子育てができるよう支援します。

地域社会全体での子育て支援

子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるために、家庭・地域・企業・行政などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

3 計画の基本目標

こども・子育て支援の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの関係分野が相互に連携し、すべてのこどもと、こどもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。本計画では、基本理念を実現するために次の4つの基本目標を設定し、総合的に施策を推進します。

基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培うことを支援します

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもが将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送る基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保、こどもの生活習慣の形成・定着と成長の保障について支援します。

基本目標2 こどもの心と身体が健全に成長する環境を整備します

学童期は、こどもにとって、心と身体が大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。思春期は、心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、アイデンティティを形成していく時期です。

こどもが安心して過ごし学ぶことができる公教育と居場所づくり、いじめ防止、不登校のこどもへの支援などについて取り組みます。

基本目標3 多様な支援ニーズに対応します

こどもとこどもを取り巻く環境はそれぞれ異なり、求めている支援ニーズも多岐にわたります。

こどもの人格や才能を伸ばし、その子らしく過ごせるよう、児童虐待の未然防止、障がいのあるこどもへの支援に取り組み、社会全体でこどもを育みます。

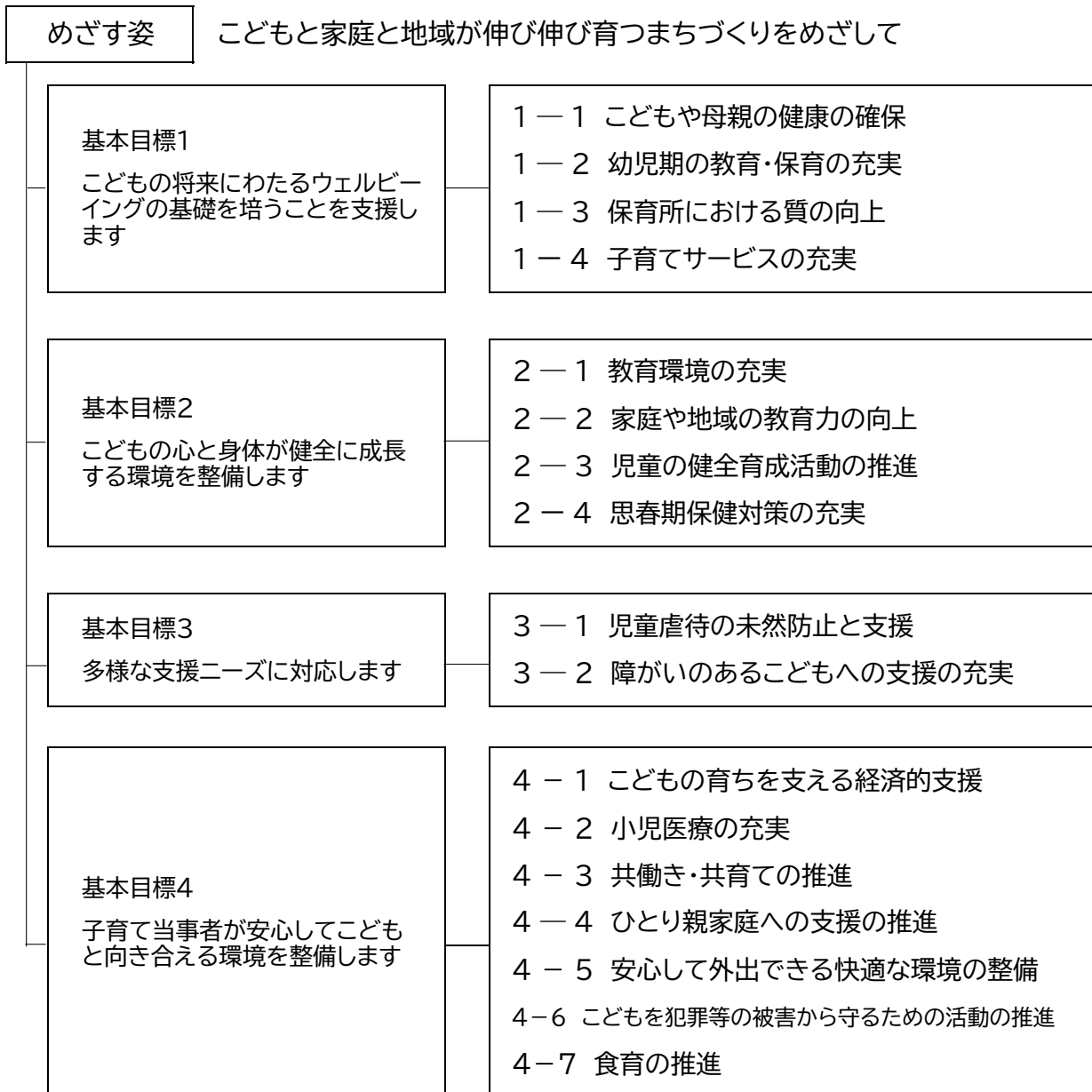
基本目標4 子育て当事者が安心してこどもと向き合える環境を整備します

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、安心してこどもと向き合えるよう、経済的支援や小児医療の充実、共働き・共育での推進、ひとり親家庭への支援に取り組みます。

第4章 施策の展開

施策の体系

基本理念及び基本目標に基づき、第3期計画における施策の推進に努めます。



基本目標1 こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培うことを支援します

推進施策1-1 こどもや母親の健康の確保

No	施策・事業	内容	担当
1	妊婦一般健康診査	母子健康手帳交付時に受診票 14 回分(多胎については5回分追加)を交付し、県内委託医療機関等において個別健診を実施しています。今後も、母子健康手帳交付時・新米パパママ学級等において健診の受診勧奨を行い、妊婦の健康管理に役立てるよう努めます。	健康医療推進課
2	妊婦歯科健診	母子健康手帳交付時や新米パパママ学級等の機会に加え、SNSでも妊婦歯科健診の受診勧奨を行います。歯周病に起因する早産等のリスクを減らすとともに口腔ケアの予防行動がとれるよう支援します。	健康医療推進課
3	新米パパママ学級	初妊婦を対象にママコースと両親コースを実施しています。出生後の手続きや地域子育て支援センターに関する情報の提供、他の妊婦との交流、栄養士による栄養講話、沐浴・おむつ替えの指導、父親の妊婦体験等を行い、安心して出産を迎えられるように適切な情報提供や助言を行っていきます。	健康医療推進課
4	乳児一般健康診査	受診票2回分を交付し、県内委託医療機関で個別健診を実施しています。今後も、赤ちゃん訪問や3か月児健診、各相談等を利用して受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。	健康医療推進課
5	3か月児健診	生後3～4か月の乳児を対象に、集団健診で、問診、身体計測、健康教育(離乳食、遊び等)、内科診察、保健指導及びブックスタート(図書館の職員による絵本の読み聞かせの指導)を実施するとともに、希望者には栄養相談を行っています。今後も、赤ちゃん訪問時に3か月児健診について説明し、広報やホームページで健診日を周知するとともに、未受診児には電話連絡等を行い、受診率向上に努めます。	健康医療推進課
6	1歳6か月児健診	生後1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体計測、健康教育(う歯予防、遊び等)、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、子育て相談を行っています。また、経過観察が必要な場合は、電話連絡や訪問等により状況を確認し、必要な支援を検討します。今後も、広報やホームページで健診日を周知するとともに、未受診児にはハガキを郵送する等を行い、受診率向上に努めます。	健康医療推進課
7	3歳児健診	3歳6か月～4歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体測定、視覚スクリーニング検査、健康教育(歯科衛生士・保育士等)、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、子育て相談を行っています。また、経過観察が必要な場合は、電話連絡や訪問等により状況を確認し、必要な支援を検討します。今後も、広報やホームページで健診日を周知するとともに、未受診児にはハガキを郵送する等を行い、受診率向上に努めます。	健康医療推進課

No	施策・事業	内 容	担 当
8	5歳児相談事業	5歳0か月児の幼児を対象に、保護者及び保育園・幼稚園とともに心身の発達に関するアンケートを行い、必要に応じて個別相談や園訪問を実施します。支援の必要なことについては、保護者の気づきを促し、就学までに一定の対応期間を確保し、関係機関と認識の共有をしたうえで円滑な就学に繋ぐ体制を整えます。	健康医療推進課
9	乳幼児相談	妊産婦や乳幼児と保護者等を対象に、妊娠・出産・育児について専門スタッフ(保健師・助産師・栄養士・保育士・すくすくナビゲーター)による個別相談や情報提供を行うことで、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。	健康医療推進課
10	育児支援事業	1歳6か月歳児健診後から3歳までの幼児とその保護者を対象に遊びを通してこどもとの関わり方を助言・提案し、こどもの成長発達を促すことを目的として実施しています。他職種が関わることで、多方面からこどもを捉え、就園時にも園との情報共有により支援に役立てていきます。	健康医療推進課
11	乳幼児発達相談事業	乳幼児健診等において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。また、幼稚園・保育園等に通園しているこどもについては園との情報交換や連携を図りながら、こどもの健やかな育ちを支援します。	健康医療推進課
12	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師・看護師等が訪問し、子育ての孤立を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	健康医療推進課
13	家庭訪問指導事業	妊婦・産婦・新生児等で家庭訪問を希望する方や、乳幼児健診受診後、経過観察及び未受診児への訪問指導を行い、支援に努めます。	健康医療推進課
14	産後ケア事業	産後1年未満の母子を対象に、心身の休養や育児不安の解消のため、育児相談や授乳指導などが受けられます。助産師による自宅への訪問(訪問型)と、施設におけるショートステイ(宿泊型)およびデイサービス(通所型)で、産後のお母さんと子育て家庭を支援していきます。	健康医療推進課
15	予防接種事業	定期的な予防接種に位置付けられるワクチンが増え、接種スケジュールが複雑化していることから、市民への周知を図り、ワクチンに関する理解を促進し、安心して接種できる環境を整備します。予防接種にかかる市民の利便性向上を目的として、予防接種予診票のデジタル化を行っています。	健康医療推進課
16	保育サービスと母子保健との連携	母子保健に関わるスタッフと地域子育て支援センターのスタッフ等が連携し、身近な地域において家庭を見守る体制づくりを考えます。また、子育て支援サービスや保育サービスと母子保健をつなぎ、点在化している資源を面的に整備し、ネットワーク化を図ります。	健康医療推進課、 保育・幼稚園課

No	施策・事業	内 容	担 当
17	不妊治療等助成事業	早期に適切な治療を開始し、こどもを生み育てやすい環境を作 ることを目的として、妊娠を望む夫婦に対し、不妊治療等に係る費 用の一部を助成します。	健康医療推進課
18	利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の 子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行う とともに、関係機関との調整を行うなど利用者支援を図ります。	子育て支援課
19	妊婦等包括相談支 援事業	妊婦及びその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談を 行い、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。	健康医療推進課
20	こども家庭センター	改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター(母子保 健)と家庭児童相談室(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した 上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に 相談支援を行います。	子育て支援課、 健康医療推進課

推進施策1-2 幼児期の教育・保育の充実

No	施策・事業	内 容	担 当
21	幼稚園	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うと ともに、幼稚園と小学校との連携を充実し、小学校以降の教育の 基盤をつくる教育環境の整備を図ります。 また、利用園児の減少に伴い、認定こども園との統合を進めると ともに、「西条市公立保育所等再編整備計画」に基づき、持続可能 な教育・保育サービスの提供体制を構築します。	保育・幼稚園課
22	保育所	保育を必要とするこどもを受け入れ、日々の保育を実施します。 また、事業計画に基づき、保育所の整備を推進するなど、必要な定 員の確保に努めます。 また、公立施設については、良好な保育環境を促進するため、保 育施設の整備を促進するとともに、「西条市公立保育所等再編整 備計画」に基づき、持続可能な教育・保育サービスの提供体制を構 築します。	保育・幼稚園課
23	認定こども園	就学前のこどもに対して教育・保育、子育て支援等を総合的に提 供する「認定こども園」の設置の推進を支援し、必要な入所定員の 確保に努めます。	保育・幼稚園課
24	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業に ついては、地域や企業のニーズに応じ、事業計画に基づき整備を 図ります。	保育・幼稚園課
25	延長保育	保護者の就労時間、勤務時間等を考慮し、真に延長保育が必要 と認められる児童を対象に、11 時間の保育所開所後、1 時間の延 長保育を実施しています。	保育・幼稚園課

No	施策・事業	内 容	担 当
26	幼稚園における預かり保育	私立幼稚園において、働く女性の増加や就労形態の多様化等に対応するため、園児の保護者が就労、疾病、家族の介護等により園児の保育ができない場合に、正規の教育終了後や長期休みに教育、保育活動を行う事業である預かり保育を実施しており、今後も継続して実施します。公立幼稚園の預かり保育については、保護者のニーズ等を確認しながら、検討します。	保育・幼稚園課
27	保育所における低年齢児保育	市内すべての保育所で、0歳児からの保育を実施しています。近年、低年齢児の入所者が増えていることから適切な保育ができるよう保育士を配置し、低年齢児保育の充実を図ります。	保育・幼稚園課
28	広域入所の実施	里帰り出産や勤務地などの理由により、他市の保育所等、又は、他市から市内保育所等への入所を保護者の事情を考慮しながら、保育所等と協議のうえ、入所調整を行います。	保育・幼稚園課
29	保育所地域活動事業	保育所が地域の人々と交流し、児童がしっかり育つように地域ぐるみで取り組む事業として、世代間交流等を今後も継続して実施します。	保育・幼稚園課
30	私立保育所施設整備補助	国や助成団体の補助対象となる事業について、補助基準額の4分の3を限度として補助しています。今後は、公立私立保育所等の定員の適正化を踏まえ、計画的に実施していきます。	保育・幼稚園課
31	紙おむつ定額利用支援事業	保護者の通所準備及び保育士の紙おむつの個別管理の負担軽減を図るため定額利用サービスとして、令和6年度から導入しました。引き続き、保護者の通所準備及び保育士の紙おむつの個別管理の負担軽減を図るため定額利用サービスを継続します。	保育・幼稚園課

推進施策1-3 保育所における質の向上

No	施策・事業	内 容	担 当
32	保育実践の改善・向上	保育所では、養護及び教育を一体的に行うという保育の特性を生かしながら、常に保育の内容や方法を見直し、自己評価を基盤とした客観的な第三者評価を実施するなど、その改善・向上を図ることが必要です。そこで、保育所での業務の効率化のために情報技術の活用を図ります。また、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関と積極的な連携や協力を図り、保育所の改善・向上をめざします。	保育・幼稚園課
33	子どもの健康及び安全の確保	保育所では、こどもが健康で安全に生活できる場となる必要がります。そこで、保育所では障がいのある児童をはじめ特別の支援を要するこどもの保育に関して、地域の関係機関等との連携を図り、適切な保育が受けられるよう必要な支援を実施します。また、要保護児童対策地域協議会やすこやか親子推進連絡会議など地域の関係機関等と積極的な連携や協力を図り、保育所が、健康で安全に生活できる場であるよう努めます。	保育・幼稚園課

No	施策・事業	内 容	担 当
34	保育士等の資質・専門性の向上	保育所では、保育士等が資質や保育の専門性を高め、質の高い人材を確保する必要があります。そこで、国の研修ガイドラインを参考にして、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用するなど、県と協力しながら、研修体制の充実を図ります。	保育・幼稚園課
35	保育を支える基盤の強化	保育所において、保育の改善・向上やこどもの健康・安全の確保、保育士の質の向上を図るなどの取組を支えるため、保育所の保育環境の改善・充実を図ります。例えば、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や地域において、子育て支援にかかわる人材を活用して様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整を行います。 また、県外から市内保育所等へ就職する保育士に対し、引越費用等を助成することで保育士の一層の確保を図るUIJターン保育士支援事業、私立保育所等に対し保育支援者(保育に係る周辺業務を行う者)の配置に要する費用の一部を補助する保育体制強化事業を実施します。	保育・幼稚園課

推進施策1-4 子育てサービスの充実

No	施策・事業	内 容	担 当
36	地域子育て支援拠点事業の充実(地域子育て支援センターの推進)	地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭の子育て不安等に関する相談指導や地域の保育資源の情報提供を行い、子育て家庭の不安や負担の軽減に努めるとともに、子育てサークル等の育成・支援を行い、子育て中の親を支援します。	保育・幼稚園課
37	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	育児の援助を行う人(サポート会員)と育児の援助を受けたい人(依頼会員)が会員となり、お互いに助け合う組織で、保育所や児童クラブまでの送迎や保育所や児童クラブ閉所後の一時的な預かり等を行っています。引き続き、本事業のPRに努め、会員数の拡大を図ります。	保育・幼稚園課
38	子育て支援託児事業	「地域子育て」の環境づくり及び充実を図るため、公共施設等で実施される子育て支援事業の際に、保育サポーターによる託児体制を支援します。	保育・幼稚園課
39	読み聞かせ事業	地域の読み聞かせボランティア等の支援を受け、乳幼児から小学生低学年を対象に、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等の実演による「おはなし会」を定期的実施し、より良い読書習慣の習得を支援し、子どもたちが自ら課題解決のできる健全な育成を支援します。	図書館
40	子育て世帯訪問支援事業(産前産後・子育て支援ヘルパー派遣事業)	産前産後や子育ての時期にあり、日中に家族等の援助が受けられない家庭を対象にヘルパーを派遣し、育児及び家事の援助を行うことにより、家庭での育児に対する不安感や孤立感の解消・軽減を図ります。	子育て支援課

No	施策・事業	内 容	担 当
41	一時預かり	保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童や、保護者の傷病や入院、育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、緊急又は一時的に保育が必要となる児童を、保育所等で一時的に保育しています。 令和8年度に開始される「こども誰でも通園制度」と併せて実施施設の確保に努めます。	保育・幼稚園課
42	休日保育	保護者の就労形態の多様化により、市内の保育園に入園している児童の休日における保育を実施します。実施保育所以外からの利用希望があることから、該当保育所との連携を強化します。	保育・幼稚園課
43	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳6か月～2歳の未就園児を対象に保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園支援事業です。	保育・幼稚園課
44	病児・病後児保育事業	現に保育所等に通所中の児童が病気又は病気の回復期であり、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難である児童を対象に、集団保育の困難な期間、一時的にその児童の病児保育事業を行います。	保育・幼稚園課
45	わくわく子育て応援サイトハピ♥すく	子育て世代にとって身近なスマートフォンなどから、保育サービスや保育所等の入所状況等の子育て支援情報の発信とともに、予防接種スケジュールの自動作成やこどもの成長記録、子育てに関する悩みの相談や情報交換ができる電子掲示板などの機能を提供し、子育てに対する不安感や孤立感の解消、軽減を図ります。	子育て支援課
46	ブックスタート事業の推進	毎月実施している乳幼児の健康診断のうち、3か月児健診の時に併せて、保護者と赤ちゃんに対し、絵本を贈呈するとともに、読み聞かせを行い、絵本の読み聞かせを介して、親子のふれあいのひとときを楽しむきっかけづくりと、絵本に親しむきっかけづくりの場を提供し、こどもたちの成長とよりよい親子関係の構築を支援します。	図書館

基本目標2 こどもの心と身体が健全に成長する環境を整備します

推進施策2-1 教育環境の充実

No	施策・事業	内容	担当
47	「確かな学力」と「豊かな心」の育成	児童生徒一人一人の心豊かにたくましく生きる力をさらに育成するために、ICT機器を有効に活用した学びあい学習の充実を図り、協働型・双方向型の学びと家庭学習の充実を通して、基礎的な知識・技能の確実な定着や課題を解決していく力を育てます。また、道徳教育や様々な体験活動を通して、豊かな心を育み、体力づくりや食育の推進を図り、たくましい体を育てます。	学校教育課
48	様々な教育の推進	幼稚園から小学校、中学校、高等学校で学ぶ子どもたちが、基礎・基本の習得に加え、主体性や創造性を発揮し、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができるよう、道徳教育、情操教育、コミュニケーション教育、福祉教育、防災教育、人権・同和教育、環境教育、情報教育、体験活動、学校図書館教育、食育、体力づくり、国際理解教育を推進します。	学校教育課
49	学校施設の整備(小中学校施設躯体健全化事業)	令和6年2月に発生した校舎外壁モルタル落下事故を教訓に、老朽化の進行具合の著しい学校施設の耐震・劣化箇所の改善を行い躯体健全化を確保し、安心安全な施設運営を行います。	教育総務課
50	放課後子ども教室推進事業	小学校1～6年生までを対象に、学校の余裕教室や公民館を利用して、放課後や週末等に、PTAや地域のボランティアの方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動を行い、異年齢の児童や地域の住民との交流を通して、子どもたちがしっかりと育つように地域ぐるみで取り組み、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。各放課後子ども教室に実行委員会組織を設置し、児童クラブとの連携や児童への対応の仕方、学校の余裕教室の活用等、より良い教室運営に努めます。放課後児童クラブとの連携を図りながら、全小学校区の25教室で継続した事業の実施に取り組みます。	社会教育課

推進施策2-2 家庭や地域の教育力の向上

No	施策・事業	内容	担当
51	子育て学習講座	各小中学校での就学前健診時や参観日等に講師を派遣し、家庭教育や思春期の子育て等に関する講座や相談を行うことで、家庭での教育力の向上を図っています。今後も様々な機会を利用して、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。	社会教育課
52	家庭教育の推進	PTA大会に講師を派遣し、家庭教育に関する講演会を開催しています。子育ての基本は家庭であるということを保護者の方に認識してもらうためには、家庭教育に関する講演会の開催は有効な方法であることから、今後も引き続き実施していきます。	社会教育課
53	スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーション活動は、人と人・地域と地域の交流を促進し地域の一体感や活力を醸成するとともに、市民の心身の健康保持増進に重要な役割を果たします。そうした中、次代を担う子どもたちの健全育成と競技力向上を図るため、次世代育成支援スポーツ事業の取組をさらに進めるなど、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ楽しむことのできる多様なイベント等の開催に取り組めます。	スポーツ健康課
54	郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	永納山城跡の整備や市内各地における発掘調査、先人の顕彰事業を進めるとともに、社会教育施設や十河信二記念館、四国鉄道文化館などの施設での普及啓発活動等により、今後も郷土の歴史や伝統文化、郷土の偉人の業績などを学ぶ機会の充実を図ります。	社会教育課、 観光振興課

推進施策2-3 児童の健全育成活動の推進

No	施策・事業	内容	担当
55	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業のある日については放課後から18時まで、学校休業日については7時30分から18時までの間、小学校の余裕教室、児童館等を利用して遊びと生活の場を提供します。また、児童の健全な育成を図るため、研修等を実施し指導員の資質の向上を図ります。	学校政策課
56	青少年育成センター事業	地域の青少年育成団体等の関係機関と連携・調整を行い、青少年の非行防止や教育相談を受け付けるとともに、情報資料の整備・啓発を図り、さらなる青少年の健全育成活動に取り組めます。	学校教育課
57	家庭児童相談室事業	家庭児童相談員2名に加え、令和6年度より虐待対応専門員1名を配置し、家庭内における児童虐待、非行、児童の養育問題など、様々な相談業務について、子ども・女性支援センター(児童相談所)や関係機関・団体と連携しながら幅広く対応しています。相談件数は年々増加傾向にあり、児童や子育てを取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、家庭児童相談室の役割はますます重要になってきていることから、保育所、幼稚園、小中学校、その他要保護児童支援機関等と密接な連携を取り、相談業務の充実を図ります。	子育て支援課

No	施策・事業	内容	担当
58	ハートなんでも相談員設置事業	市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行うハートなんでも相談員を設置しています。今後も継続して、相談活動を行い、問題行動や不登校の未然防止並びに早期発見・解決に努めます。	学校教育課
59	スクールカウンセラー活用事業	市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する方をスクールカウンセラーとして配置し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
60	いじめ・不登校対策の充実	ハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、青少年育成センターにおいて、いじめ・不登校等の悩みの相談を実施するとともに、教育支援教室において教育相談、不登校生への対応を実施しています。今後も、関係機関との連携を深め、問題の早期発見・早期解決を図ります。	学校教育課
61	青少年健全育成協議会の活動	西条市青少年健全育成協議会は、青少年の健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が相互に連携を深め、青少年を育てる諸活動を推進し、明るく住みよいまちづくりに努めます。	学校教育課
62	愛護班連絡協議会の活動	西条市愛護班連絡協議会は、会員相互の連携を深めながら、関係組織と協力のもと、自分の子、他人の子のへだてなく、地域をあげて青少年の健全育成活動を推進します。	社会教育課
63	西条市PTA連合会の活動	西条市PTA連合会は、会員の子育てに対する意識と教養の向上に努めるとともに、学校・家庭・地域の連携を図りながら、児童・生徒の健全育成を推進し、「心豊かにたくましく生きる西条っ子」の育成に努めます。また、SNS・インターネットの安全利用確立に向け、啓発活動に取り組みます。	社会教育課
64	VYS活動支援事業	西条市VYS連合協議会は、「七夕飾り」「卓球教室」「干柿づくり」などの事業を実施し、青少年の健全育成に努めます。	子育て支援課

推進施策2-4 思春期保健対策の充実

No	施策・事業	内容	担当
65	思春期保健対策の推進	各学校において正しい知識の普及を図り、関係機関との連携による講演会等などの開催により、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識のより充実した普及を図ります。また、心の問題についてはハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年育成センター等において対応します。	学校教育課
66	次代の親づくりの推進	中学生の職場体験などで希望者による保育所、幼稚園での交流体験を実施し、勤労観や職業観の育成を図るとともに、子どもを生み育てることの意義や喜び、子どもや家庭の大切さを理解できるような教育、取組を推進します。また、関係団体と連携し「命の教育」を推進します。	学校教育課

基本目標3 多様な支援ニーズに対応します

推進施策3-1 児童虐待の未然防止と支援

No	施策・事業	内容	担当
67	要保護児童対策地域協議会	<p>虐待をはじめとする要保護児童の早期発見及び迅速かつ適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的として、平成17年8月1日、要保護児童支援機関及び団体等で構成される「西条市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。協議会の中に「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を設置しています。</p> <p>(代表者会議) 協議会の活動状況の報告や家庭児童相談室の相談状況の報告を行い、それらに対する評価や情報交換等を行います。</p> <p>(実務者会議) 要保護者の実態把握、支援を行っている事例の総合的な把握、要保護児童対策を推進していくための啓発活動の検討など、要保護児童対策のための具体的活動を行います。</p> <p>(個別ケース検討会議) 要保護児童に直接関わりを持っている担当者や今後関わりを持つと思われる関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等の検討を行います。深刻化する児童虐待問題に迅速的確に対応するため、家庭児童相談員など相談等を行う職員のスキルアップを図るとともに、相談体制の整備、関係機関との連携強化、協議会事務局機能の充実・強化を図ります。</p>	子育て支援課
68	(再掲)家庭児童相談室事業	<p>家庭児童相談員2名に加え、令和6年度より虐待対応専門員1名を配置し、家庭内における児童虐待、非行、児童の養育問題など、様々な相談業務について、児童相談所や関係機関・団体と連携しながら幅広く対応しています。相談件数は年々増加傾向にあり、児童や子育てを取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、家庭児童相談室の役割はますます重要になってきていることから、保育所、幼稚園、小中学校、その他要保護児童支援機関等と密接な連携を取り、相談業務の充実を図ります。</p>	子育て支援課
69	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	<p>保護者の疾病又はその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、保護を適切に行うことのできる施設(里親、児童養護施設等)において一定期間、養育・保護を行います。</p>	子育て支援課
70	(再掲)子育て世帯訪問支援事業(産前産後・子育て支援ヘルパー派遣事業)	<p>産前産後や子育ての時期にあり、日中に家族等の援助が受けられない家庭を対象にヘルパーを派遣し、育児及び家事の援助を行うことにより、家庭での育児に対する不安感や孤立感の解消・軽減を図ります。</p>	子育て支援課

推進施策3-2 障がいのある子どもへの支援の充実

No	施策・事業	内容	担当
71	障がい児保育(医療的ケア児含む)	保育の必要性がある障がい児で、保育所で行う保育になじむ者について、保育所に入所させ健常児とともに集団保育をすることにより、障がい児の福祉の増進を図ります。その際、障がい児に対して個別に配置した加配保育士が個別の指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。また、障がい児保育に対する専門的な知識の研修等を実施し、保育士の質の向上を図ります。 また、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策についても実施します。	保育・幼稚園課、 地域福祉課
72	障がい児交流保育	保育所、幼稚園等に在籍していない小学校就学前の児童で、身体障害者手帳等の交付を受けた児童に対する療育の一環として、保育所の備えている施設機能を利用して障がい児の福祉の増進及び発達支援を図るため、障がい児交流保育を実施します。	保育・幼稚園課
73	特別支援教育(障がい児教育)の推進	こども一人一人の教育的ニーズに対応した学びの場や支援方法を検討するために、ウイングサポートセンターが中心となって、就学相談をはじめ、相談支援や教育支援の充実を図り、特別支援教育の体制づくりの推進に取り組みます。また、就労支援や啓発・研修について、さらなる充実に努めます。	学校教育課
74	特別児童扶養手当	在宅の身体障がいや知的・精神障がいの児童を養育する父母等を支援するため、障がい児と生計を同一とする父母又は養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。今後とも、広報やホームページを活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	地域福祉課
75	障害児福祉手当	在宅の重度の身体障がいや知的・精神障がいで、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。今後とも、広報やホームページを活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	地域福祉課
76	重度心身障害者医療費助成	所持する手帳が①身体障害者手帳1級または2級、②療育手帳A、③療育手帳B「中度」及び身体障害者手帳3級から6級、④身体障害者手帳3級、⑤療育手帳Bのいずれかに該当する場合(④及び⑤は単独で所持する場合で、所得制限有り)、保険診療による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を助成します。(保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外)	国保医療課
77	障害児通所事業(児童発達支援及び放課後等デイサービス)	児童発達支援は、身体機能の発達の遅れやことばの遅れ等が懸念される学齢時前児童に対し、リハビリ訓練や療育訓練、集団遊戯等を実施することにより、障がいの軽減や社会性の醸成を図ることを目的として実施しています。放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進することを目的として実施しています。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	地域福祉課

No	施策・事業	内容	担当
78	地域生活支援事業	市内の障がい者福祉施設を利用し、保護者が社会的理由等により、一時的に介護できない場合(日中一時支援事業/タイムケアサービス事業/移動支援事業)の支援を行うものです。今後については、地域性を考慮し、未実施の法人(施設)に対して、事業の開始に向けた協議を行い、事業の拡大をめざします。	地域福祉課
79	補装具費や日常生活用具の給付	障がいの軽減や日常生活の利便性を向上するため、義肢、車椅子、補聴器等の補装具を購入するための補装具費を給付するとともに、介護用ベッド、特殊マット、痰吸引機等の日常生活用具を給付します。今後とも、広報紙やホームページを活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	地域福祉課
80	在宅寝たきり等心身障害者(児)介護手当	常時介護を要する在宅の65歳未満の寝たきり等の重度障がい者(児)を日夜献身的に介護されている市民税非課税世帯の方に対し、介護手当を支給します。今後とも、広報紙やホームページを活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	地域福祉課
81	障害者紙おむつ等の支給	在宅の重度障がい者(児)で6ヶ月以上寝たきりの状態で、常時、紙おむつ等を使用している方に対し、1か月につき市民税非課税世帯は6,000円、市民税課税世帯は4,000円を限度に紙おむつ等の介護用品を支給します。今後とも、広報やホームページを活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	地域福祉課
82	(再掲)乳幼児発達相談事業	乳幼児健診等において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。また、幼稚園・保育園に通園しているこどもについては園との情報交換や連携を図りながら、こどもの健やかな育ちを支援します。	健康医療推進課
83	保育所・幼稚園での支援	保育所や幼稚園への入所に際しては、保育士の加配や支援員の配置について考慮し、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画を作成し、支援の充実を図ります。	保育・幼稚園課
84	小学校での支援	各小学校に配置している特別支援教育コーディネーターを中心に、保護者、担任、関係教職員、関係機関等と連携しながら、校内教育支援委員会を開いて個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成して、こども一人一人の将来に向けて切れ目のない支援の充実を図ります。また、校内での特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校のセンター的機能や地域リーダーを活用し、特別支援教育コーディネーターが積極的に校内での特別支援教育研修を推進します。	学校教育課
85	東部・西部ウイングサポートセンター	東部・西部ウイングサポートセンターは、「自立し、心豊かにたくましく生きる西条っ子」の育成を目的に、西条市の全てのこどもが必要な支援を得ながら自立し、地域において豊かに生きていくことができるように、就学相談をはじめ、相談支援や教育支援、就労支援、啓発・研修などの活動をさらに充実し、継続して実施します。	学校教育課

基本目標4 子育て当事者が安心してこどもと向き合える環境を整備します

推進施策4-1 こどもの育ちを支える経済的支援

No	施策・事業	内容	担当
86	児童手当支給	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、こどもを育てられる社会を構築するため、児童手当を支給しています。また令和6年10月からは所得制限撤廃、支給対象を高校生年代まで引き上げ、年3回の支給が年6回の支給へと変更になり、第3子以降3万円に制度改正あり。出生、転入者等については、担当課窓口と連携を密にし、手続きの案内を行い、児童手当の支給漏れを防ぎ、制度の徹底を図ります。	子育て支援課
87	こども医療費助成	こどもの保護者がこども(0歳から18歳になった日以後の最初の3月末日(高校卒業年の3月31日)までの間にあるお子さまで、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入されている方)に係る保険診療による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を助成します。(保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外)	国保医療課
88	(再掲)ひとり親世帯等医療費助成	ひとり親世帯の児童及び配偶者のいない者、準ひとり親世帯の児童及び祖父若しくは祖母又は兄若しくは姉、父母のない児童が療養につき保険診療による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を家庭主等に助成します。(所得制限有り、保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外)	国保医療課
89	(再掲)重度心身障害者医療費助成	所持する手帳が①身体障害者手帳1級または2級、②療育手帳A、③療育手帳B「中度」及び身体障害者手帳3級から6級、④身体障害者手帳3級、⑤療育手帳Bのいずれかに該当する場合(④及び⑤は単独で所持する場合で、所得制限有り)、保険診療による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を助成します。(保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外)	国保医療課
90	奨学金貸付事業	○ 高校奨学金:保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により高校修学が困難な方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。 ○ 大学奨学金:保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により大学修学が困難な4年制以上の大学の正規の修学期間に在学中の方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。	学校教育課
91	就学援助事業	生活保護法に基づく教育扶助受給者に準ずる程度の経済的困窮世帯の児童及び生徒について、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、学用品費、給食費等の援助を行っており、今後も継続して実施します。	学校教育課
92	(再掲)特別児童扶養手当	在宅の身体障がいや知的・精神障がいの児童を養育する父母等を支援するため、障がい児と生計を同一とする父母又は養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。今後とも、広報やホームページを活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	地域福祉課

No	施策・事業	内容	担当
93	(再掲)障害児福祉手当	在宅の重度の身体障がいや知的・精神障がいで、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。今後とも、広報やホームページを活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	地域福祉課
94	出産育児一時金	西条市国民健康保険被保険者の出産に対し、1児あたり50万円(産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は、48.8万円)を世帯主に支給します。	国保医療課
95	妊婦のための支援給付金	妊婦・子育て家庭への相談支援と一体的に経済的支援を行います。	健康医療推進課
96	若年出産世帯応援事業	経済的理由で出産を諦めることがないよう、子育て世帯に対し、出産後に要する経費の一部を助成します。	子育て支援課
97	保育所保育料の軽減	国基準の徴収基準額よりも、保育料を低く設定して、保護者の負担を軽減します。今後も、引き続き事業を実施し、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	保育・幼稚園課
98	愛顔の子育て応援事業	県、市町及び県内企業が連携して、第2子以降の満1歳に満たない乳幼児の保護者に、乳幼児1人あたり50,000円の紙おむつを購入する際に利用できる応援券を交付します。 子育て世帯への経済的支援を行うことにより、安心して生み育てることができる環境を整え、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに併せて地域経済の活性化を図ります。	子育て支援課

推進施策4-2 小児医療の充実

No	施策・事業	内容	担当
99	小児医療体制の充実	こどもの病気は急性疾患が多く病状が急激に変化しやすいです。いつでも安心して専門的な診療が受けられる診療体制の確保が重要であり、平日夜間等の一次救急体制については広域化も含めて検討し、小児医療体制のより一層の充実に努めます。	健康医療推進課

推進施策4-3 共働き・子育ての推進

No	施策・事業	内容	担当
100	働き方の見直しについての意識啓発	仕事と生活の両立を望む人が増える一方、固定的な性別役割は依然として残っています。働き方を見直し、男女が協力して責任を分かち合い調和が図れるよう、関係機関と連携しながら、意識改革やワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、育児・介護休業制度の取得促進、周知・普及に取り組めます。	総務課
101	子育てしやすい職場環境づくりの推進	ハローワーク等の関係機関と連携しながら、優良な取組の事例紹介などを通じ、企業における従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた広報・啓発活動に努めます。また、国や県が実施する働き方改革推進のための各種助成金や認定制度等の情報を発信し、活用促進を図ります。	産業振興課
102	子育てと仕事の両立支援	延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなど、仕事をしながら子育てをしている方の多様な保育ニーズを把握し、保育所等における保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るとともに、近年、増加傾向にある低年齢児(0～2歳)保育の受け入れについても適切に対応します。 また、これらの保育サービスに関する市民ニーズについて、即時に、支障なく効率的に対応できるよう、関係する実施機関の間での連携を推進します。さらに、子育て情報サイトの一層の充実を図り、企業や関係団体等も含めて、地域において実施している様々な子育て支援情報を提供します。	子育て支援課、 保育・幼稚園課

推進施策4-4 ひとり親家庭への支援の推進

No	施策・事業	内容	担当
103	公営住宅への優先入居促進	公営住宅において、母子世帯等の子育て世帯などが優先して入居できるよう、優先入居制度の促進します。	施設管理課
104	母子生活支援施設管理運営事業	経済的な理由などで、日常生活に困っている母子家庭又はこれに準ずる事情のある母子等を入所させて保護し、母子支援員等による生活指導、就労支援、養育相談などを通じて母と子が安心して暮らせるよう支援しています。今後も、関係機関との連携を強化し、早期の自立に向けた支援を推進します。	子育て支援課
105	母子・父子自立支援員による自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等に対する相談・自立指導、職業能力の向上、求職活動支援を行います。また、ハローワーク等の関係機関と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を行っています。今後も引き続き相談・指導を行い、母子家庭等の自立を促進します。	子育て支援課
106	母子家庭等自立支援給付金(教育訓練、高等職業訓練)	○ 自立支援教育訓練給付金事業 介護福祉士、医療事務など雇用保険制度の教育訓練給付制度のうち就職につながる市の指定する(厚生労働省指定)講座を受講した場合に、受講費用の一定額を助成します。 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの専門的な資格を取得するため、専門学校等に修業する場合に、修学期間の全期間(上限4年)の生活費を助成します。今後も、制度の周知を図り、母子家庭等の自立を促進します。	子育て支援課

No	施策・事業	内容	担当
107	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定とそのこどもの福祉の向上を図るため、こどもの修学、居宅の移転、就職するための技術の習得、事業の開始・継続や病気などで資金が必要なとき、資金を借りることができます。特に、こどもの修学資金や就学支度金についての貸付が多くみられます。今後も、制度の周知を図り、母子家庭等の自立を促進します。	子育て支援課
108	母子家庭・父子家庭小口資金貸付事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、生活や病気のために小口の資金を緊急に必要とする時に、一時的に貸付をする制度です。今後とも、広報紙等を活用し市民への周知徹底を図ります。	子育て支援課
109	児童扶養手当支給	母子家庭・父子家庭等の生活の安定と、自立を促進することを目的に、父母の離婚、父や母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度で、年6回支給します。	子育て支援課
110	ひとり親世帯等医療費助成	ひとり親世帯の児童及び配偶者のいない者、準ひとり親世帯の児童及び祖父若しくは祖母又は兄若しくは姉、父母のない児童が療養につき保険診療による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を家庭主等に助成します。(所得制限有り、保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外)	国保医療課
111	ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業	市内に住所を有するひとり親家庭の小学生・中学生を対象に、教員OB等のボランティアの支援員を学習支援教室へ派遣し、無料で学習支援を実施します。基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を実施し、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図ります。	子育て支援課

推進施策4-5 安心して外出できる快適な環境の整備

No	施策・事業	内容	担当
112	児童館管理運営事業	<p>こどもたちに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童の健全育成を支援するとともに、子育てに関する保護者の情報交換の場、地域児童福祉の拠点施設として、現在、西条児童館、西条西部児童館、東予西児童館、丹原児童館の4児童館を開設しています。</p> <p>〔事業内容〕</p> <p>1. こどもたちの生活内容をより豊かにし、創造活動や、仲間で楽しく遊ぶ喜びを知る場になるように、児童の個別的・集団的指導を行います。</p> <p>2. 遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得などにより体力増進を図るとともに情緒を豊かにし、心身ともに健やかなこどもに育てます。</p> <p>3. 児童を対象とした各種クラブ活動、母親を対象としたサークル活動や育児相談等を通じて、地域の子育てセンター的な役割を發揮し、子育て家庭の支援を行います。</p> <p>児童館活動のさらなる充実と、児童の発達段階や状況に応じたきめ細かな児童館運営を実現していくため、児童厚生員のスキルアップを図るとともに、組織的な管理運営体制の充実を図ります。</p>	子育て支援課

No	施策・事業	内容	担当
113	子育て交流センター管理運営事業	児童及び保護者の福祉の増進を目的として、子育てに関する支援、交流の促進を図る施設として、小松地区において、こどもや子育て世代の交流拠点となる施設「子育て交流センター(ここてらすこまつ)」を開設しています。	子育て支援課
114	児童遊園等設置・管理運営事業の推進	こどもが安心して遊べるよう、市内約170カ所の公園、児童遊園等の安全で適切な維持管理に努めます。また、公園内の遊具等の良好な維持管理にも努めます。	都市計画課
115	豊かな自然環境の保全と活用	西条市の豊かな自然環境を守るため、多様な生物に接し、学ぶ機会を提供することで、自然保護に対する市民の意識を高めます。	環境政策課
116	公共施設への授乳室の設置	子育て支援の一環として、乳幼児を連れた保護者が安心して公共施設を利用できるよう、今後も快適な公共施設の整備に努めます。	子育て支援課

推進施策4-6 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No	施策・事業	内容	担当
117	児童生徒の安全確保の推進	「西条市通学路安全推進連絡協議会」において、危険箇所点検を充実し、より安全確保に努めます。	学校教育課
118	交通安全教室の開催	学校及び児童館や保育所において、交通安全教室を開催します。今後も警察等関係機関と連携し、児童・生徒の交通安全意識の醸成を図ります。	学校教育課、 子育て支援課、 保育・幼稚園課
119	警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実	各小中学校に設置された「児童生徒をまもり育てる協議会」による防犯活動の実施や、各中学校区の代表委員による「西条市児童生徒をまもり育てる協議会」を開催し、情報交換を図っています。また、SNSやインターネットの安全な使い方に関する授業等も行っています。今後も関係機関との連携を図り、こどもを犯罪から守る体制を強化します。	学校教育課
120	防犯灯の灯数維持	自治会が管理する防犯灯の電気料金の一部を補助することにより、防犯灯の数を維持し、夕暮れ時や夜間の安全確保及び犯罪発生の防止に努めます。	危機管理課
121	防犯体制の充実	警察からの不審者情報を「西条市安全・安心情報お届けメール」により情報発信するとともに、西条市地域セーフティーパトロール隊が実施する市内の定期的な巡視等により、安全で安心な住みよいまちづくりの実現に努めます。	危機管理課

推進施策4-7 食育の推進

No	施策・事業	内容	担当
122	食育の推進	「第3次西条市健康づくり計画」に基づき、妊産婦や乳幼児、高齢者に至るすべての人が、ライフステージや多様なライフスタイルに対応し、健全な食生活を送るために必要な知識や食を選択する力を身に付けることができるよう取り組みます。	健康医療推進課
123	保育所における食育の推進	保育所給食担当者へ、保育所内での食育について栄養士による指導を行っています。また、保護者に対しては、給食試食会で食育の話を行うとともに、「給食だより」、「食育だより」を発行しており、今後も継続して食育の推進に努めます。	保育・幼稚園課
124	学校教育における食育の推進	学校給食においては、地元食材の利用、行事食・郷土料理を取り入れた献立などを通じて、食育の推進に取り組みます。特に、学校給食週間(毎年1月24日～30日)には、特色のある献立を実施し、さらに重点的に取り組みます。 また、学校ごとに食に関する指導の目標を定め、知識・思考力・学びに向かう力などを向上させていきます。	学校教育課 教育総務課

第5章 子ども・子育て支援の提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定するものとされています。

本市では、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定しており、第二期計画に引き続き西条東部、西条西部、東予、丹原、小松の5区域を設定します。

区域	小学校区
西条東部	西条、神拝、大町、玉津、飯岡
西条西部	神戸、禎瑞、橘、氷見
東予	壬生川、周布、吉井、多賀、国安、吉岡、三芳、楠河、庄内
丹原	丹原、徳田、田滝、田野、中川
小松	小松、石根

2 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1)基本的な考え方

就学前児童及び小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果、児童数の将来推計、教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を踏まえ、認定区分ごとに量の見込み(必要利用定員総数)を定めます。

◆認定区分と対象者、利用先

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園など教育を希望するこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※1に該当するが、幼稚園など教育の利用希望が強いこども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※1に該当し、保育を希望するこども(保育を必要とするこども)	保育所(園) 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※1に該当し、保育を希望するこども(保育を必要とするこども)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業※2

※1 保育の必要な事由

- 月64時間以上の就労(自営業・農業等含む)
- 母親の妊娠、出産(出産予定月をはさんで前後2カ月)
- 保護者の疾病や障がい
- 親族の長期入院等の介護・看護
- 災害復旧
- 就学(職業訓練校等を含む)
- 求職活動、起業準備(※ただし3か月以内に就労する条件付き)
- 育児休暇取得中に既に保育所を利用している児童の継続利用が必要な場合
- その他、保育が必要と認められる場合

※2 地域型保育事業

- 家庭的保育 :家庭的な雰囲気の中で、少人数(5人以下)を対象に保育を行う。
- 小規模保育 :少人数(6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う。
- 事業所内保育 :会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域のこどもとを一緒に保育を行う。
- 居宅訪問型保育 :障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行う。

今後とも児童数は減少することが見込まれるため、基本的には現在の施設数で必要量は確保できますが、引き続き幼児教育の無償化など、保育利用希望の変化に対応し、提供体制の確保に努めていきます。

(2)量の見込み及び確保方策

①教育(1号認定、3～5歳)

認定こども園・幼稚園において、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

既存の幼稚園と認定こども園、幼稚園から移行した認定こども園で確保します。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人(利用定員)

区分	【実績】 令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	515	460	435	426	418	420
西条東部	338	302	285	279	274	276
西条西部	19	17	16	15	15	15
東予	129	115	109	107	105	106
丹原	14	12	12	12	11	11
小松	15	14	13	13	13	12
②確保量		1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
西条東部		412	412	412	412	412
西条西部		132	132	132	132	132
東予		405	405	405	405	405
丹原		35	35	35	35	35
小松		70	70	70	70	70
他市の幼稚園等						
③過不足(②-①)		594	619	628	636	634
西条東部		110	127	133	138	136
西条西部		115	116	117	117	117
東予		290	296	298	300	299
丹原		23	23	23	24	24
小松		56	57	57	57	58

※確保方策の内訳

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園)	西条東部	412	412	412	412	412
	西条西部	132	132	132	132	132
	東予	405	405	405	405	405
	丹原	35	35	35	35	35
	小松	70	70	70	70	70
	計	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
確認を受けない幼稚園	西条東部					
	西条西部					
	東予					
	丹原					
	小松					
	他市の幼稚園等					
	計					
確保量合計 (②)	西条東部	412	412	412	412	412
	西条西部	132	132	132	132	132
	東予	405	405	405	405	405
	丹原	35	35	35	35	35
	小松	70	70	70	70	70
	他市の幼稚園等					
	計	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054

②保育(2号認定、3～5歳)

認定こども園・保育所(園)等において、満3歳以上で、保護者の就労や病気等で保育が必要な者(幼児期の学校教育を希望する者を含む)に保育を提供し、その心身の発達を助長します。

既存幼稚園の認定こども園化や預かり保育事業の実施・充実、民間の認定こども園・保育所(園)等の拡充など、提供体制の確保に努めます。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人(利用定員)

区分		【実績】 令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		1,602	1,428	1,351	1,318	1,299	1,306
幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	西条東部	104	94	84	76	69	62
	西条西部	3	3	2	2	2	1
	東予	0	0	0	0	0	0
	丹原	0	0	0	0	0	0
	小松	0	0	0	0	0	0
上記以外	西条東部	704	627	597	590	587	598
	西条西部	138	122	117	112	112	113
	東予	406	362	342	334	329	330
	丹原	148	132	125	123	120	121
	小松	99	88	84	81	80	81
②確保量			1,839	1,839	1,839	1,839	1,839
	西条東部		822	822	822	822	822
	西条西部		175	175	175	175	175
	東予		437	437	437	437	437
	丹原		203	203	203	203	203
	小松		202	202	202	202	202
③過不足(②-①)			411	488	521	540	533
	西条東部		101	141	156	166	162
	西条西部		50	56	61	61	61
	東予		75	95	103	108	107
	丹原		71	78	80	83	82
	小松		114	118	121	122	121

※確保方策の内訳

区 分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
特定教育・保育施設 (認定こども園、保育 所)	西条東部	822	822	822	822	822
	西条西部	175	175	175	175	175
	東予	437	437	437	437	437
	丹原	203	203	203	203	203
	小松	202	202	202	202	202
	計	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839
確保量合計 (②)	西条東部	822	822	822	822	822
	西条西部	175	175	175	175	175
	東予	437	437	437	437	437
	丹原	203	203	203	203	203
	小松	202	202	202	202	202
	計	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839

③保育(3号認定、0～2歳)

認定こども園・保育所(園)等において、満3歳未満で、保護者の就労や病気等で保育が必要な者(幼児期の学校教育を希望する者を含む)に保育を提供し、その心身の発達を助長します。
民間の認定こども園や保育所(園)、地域型保育事業の拡充など、提供体制の確保に努めます。

■実績、量の見込み及び確保方策

単位:人(利用定員)

区分	【実績】 令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
①量の見込み	977	918	933	915	894	877	
0歳	西条東部	73	77	75	73	71	69
	西条西部	4	4	4	4	4	4
	東予	22	23	22	22	21	21
	丹原	11	11	11	11	11	11
	小松	8	8	8	8	8	8
1歳	西条東部	219	216	212	208	202	199
	西条西部	30	29	29	28	28	27
	東予	83	81	80	78	77	75
	丹原	26	26	25	25	24	23
	小松	32	31	31	30	30	29
2歳	西条東部	262	231	244	239	233	231
	西条西部	29	25	27	26	26	25
	東予	102	90	95	93	91	89
	丹原	38	33	35	35	34	33
	小松	38	33	35	35	34	33
計	西条東部	554	524	531	520	506	499
	西条西部	63	58	60	58	58	56
	東予	207	194	197	193	189	185
	丹原	75	70	71	71	69	67
	小松	78	72	74	73	72	70

単位:人(利用定員)

区分	【実績】 令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
②確保量		1,079	1,079	1,079	1,079	1,079
0歳	西条東部		124	124	124	124
	西条西部		16	16	16	16
	東予		42	42	42	42
	丹原		9	9	9	9
	小松		25	25	25	25
1歳	西条東部		206	206	206	206
	西条西部		27	27	27	27
	東予		76	76	76	76
	丹原		24	24	24	24
	小松		43	43	43	43
2歳	西条東部		238	238	238	238
	西条西部		35	35	35	35
	東予		115	115	115	115
	丹原		39	39	39	39
	小松		60	60	60	60
計	西条東部		568	568	568	568
	西条西部		78	78	78	78
	東予		233	233	233	233
	丹原		72	72	72	72
	小松		128	128	128	128
保育利用率	55.3%	52.7%	53.3%	53.3%	53.2%	53.2%

* 保育利用率:満3歳未満の児童数に占める3号認定の利用定員数(確保量)の割合

単位:人(利用定員)

区分	【実績】 令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
③過不足(②-①)		161	146	164	185	202	
0歳	西条東部		47	49	51	53	55
	西条西部		12	12	12	12	12
	東予		19	20	20	21	21
	丹原		-2	-2	-2	-2	-2
	小松		17	17	17	17	17
1歳	西条東部		-10	-6	-2	4	7
	西条西部		-2	-2	-1	-1	0
	東予		-5	-4	-2	-1	1
	丹原		-2	-1	-1	0	1
	小松		12	12	13	13	14
2歳	西条東部		7	-6	-1	5	7
	西条西部		10	8	9	9	10
	東予		25	20	22	24	26
	丹原		6	4	4	5	6
	小松		27	25	25	26	27
計	西条東部		44	37	48	62	69
	西条西部		20	18	20	20	22
	東予		39	36	40	44	48
	丹原		2	1	1	3	5
	小松		56	54	55	56	58

※確保方策の内訳

単位:人(利用定員)

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
0歳	特定教育・保育施設(認定こども園、保育所)	西条東部	114	114	114	114	114
		西条西部	16	16	16	16	16
		東予	42	42	42	42	42
		丹原	9	9	9	9	9
		小松	15	15	15	15	15
		計	196	196	196	196	196
		特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	西条東部	10	10	10	10
	西条西部		0	0	0	0	0
	東予		0	0	0	0	0
	丹原		0	0	0	0	0
	小松		10	10	10	10	10
	計		20	20	20	20	20
	計	西条東部	124	124	124	124	124
		西条西部	16	16	16	16	16
		東予	42	42	42	42	42
		丹原	9	9	9	9	9
		小松	25	25	25	25	25
		計	216	216	216	216	216

※確保方策の内訳

単位:人(利用定員)

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
1 歳	特定教育・保育 施設(認定こども園、保育所)	西条東部	188	188	188	188	188
		西条西部	27	27	27	27	27
		東予	76	76	76	76	76
		丹原	24	24	24	24	24
		小松	33	33	33	33	33
		計	348	348	348	348	348
		特定地域型保 育事業(小規模 保育、家庭的保 育、事業所内保 育、居宅訪問型 保育)	西条東部	18	18	18	18
	西条西部		0	0	0	0	0
	東予		0	0	0	0	0
	丹原		0	0	0	0	0
	小松		10	10	10	10	10
	計		28	28	28	28	28
	計	西条東部	206	206	206	206	206
		西条西部	27	27	27	27	27
		東予	76	76	76	76	76
		丹原	24	24	24	24	24
		小松	43	43	43	43	43
		計	376	376	376	376	376

※確保方策の内訳

単位:人(利用定員)

区分		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
2歳	特定教育・保育施設(認定こども園、保育所)	西条東部	219	219	219	219	219
		西条西部	35	35	35	35	35
		東予	115	115	115	115	115
		丹原	39	39	39	39	39
		小松	50	50	50	50	50
		計	458	458	458	458	458
	特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	西条東部	19	19	19	19	19
		西条西部	0	0	0	0	0
		東予	0	0	0	0	0
		丹原	0	0	0	0	0
		小松	10	10	10	10	10
		計	29	29	29	29	29
	計	西条東部	238	238	238	238	238
		西条西部	35	35	35	35	35
		東予	115	115	115	115	115
		丹原	39	39	39	39	39
		小松	60	60	60	60	60
		計	487	487	487	487	487
確保量合計(②)	西条東部	568	568	568	568	568	
	西条西部	78	78	78	78	78	
	東予	233	233	233	233	233	
	丹原	72	72	72	72	72	
	小松	128	128	128	128	128	
	計	1,079	1,079	1,079	1,079	1,079	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1)延長保育事業

認定こども園・保育所(園)で、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【基本的な考え方】

・既存の認定こども園・保育所(園)において事業を実施しており、現在の事業内容で必要量は確保できます。

【量の見込みと確保量】

単位:人

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	264	237	231	226	222	221
②確保量		237	231	226	222	221
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(2)一時預かり事業

幼稚園児を対象とした預かり保育は、在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

一時預かり事業(一般型)は、保護者の就労や疾病・出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園・保育所(園)等において一時的な保育を行う事業です。

【基本的な考え方】

- ・幼稚園児を対象とした預かり保育は、すべての私立幼稚園で実施しています。公立幼稚園での実施についても、無償化による状況の変化や保護者のニーズを捉えつつ、検討していきます。
- ・幼稚園児以外を対象とした一時保育は、引き続き必要量の確保に向け努めていきます。

【量の見込みと確保量】

■一時預かり事業(幼稚園型)

単位:人日(年間延べ人数)

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	5,660	9,560	9,041	8,854	8,687	8,729
②確保量		9,560	9,041	8,854	8,687	8,729
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

*新2号分は「教育・保育(2号認定)」に計上します。

■一時預かり事業(幼稚園型を除く)

単位:人日(年間延べ人数)

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	4,734	4,351	4,238	4,147	4,070	4,044
②確保量		4,351	4,238	4,147	4,070	4,044
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(3)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児など子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)が会員となる組織(ファミリー・サポート・センター)を設立し、地域の子育て援助活動を支援する事業です。

【基本的な考え方】

・仕事と育児を両立できる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るため「西条ファミリー・サポート・センター」を開設しています。引き続き、提供会員の確保と養成を図り、必要量の確保に向け努めていきます。

【量の見込みと確保量】

単位:人日(延べ利用人数)

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,500	1,348	1,306	1,259	1,213	1,167
②確保量		1,348	1,306	1,259	1,213	1,167
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病や出産、仕事等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行う事業です。

【基本的な考え方】

・本事業における利用実績はありませんが、近隣自治体の児童養護施設等と連携し、必要量の確保に努めます。

【量の見込みと確保量】

単位:人日(延べ利用人数)

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	0	356	346	336	326	317
②確保量		356	346	336	326	317
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(5)病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業です。

【基本的な考え方】

・利用者のニーズに応じた提供体制及び必要量の確保に努めていきます。

【量の見込みと確保量】

単位:人日(延べ利用人数)

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,353	1,490	1,452	1,421	1,395	1,385
病児・病後児対応型	1,022	1,217	1,186	1,160	1,139	1,131
体調不良児対応型	331	273	266	261	256	254
②確保量		1,490	1,452	1,421	1,395	1,385
病児・病後児対応型		1,217	1,186	1,160	1,139	1,131
体調不良児対応型		273	266	261	256	254
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
病児・病後児対応型		0	0	0	0	0
体調不良児対応型		0	0	0	0	0

(6)地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が交流する場所(子育て支援センター等)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です、

【基本的な考え方】

・現在、8か所で事業を行っており、引き続き既存の施設で実施します。

【量の見込みと確保量】

単位:人日(延べ利用人数)

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	14,609	11,567	11,268	11,023	10,831	10,752
②確保量		11,567	11,268	11,023	10,831	10,752
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
実施箇所数		8	8	8	8	8

(7)利用者支援事業

教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの施設や事業の利用にあたっての相談に応じて、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【基本的な考え方】

・子育て世代包括支援センターの専任保健師、家庭児童相談室の相談員、利用者支援専門員であるすくすくナビゲーターを配置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し一体的に相談支援を行います。

【量の見込みと確保量】

単位:か所

区分		【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
②確保量	基本型・特定型		1	1	1	1	1
	こども家庭センター型		1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	基本型・特定型		0	0	0	0	0
	こども家庭センター型		0	0	0	0	0

(8)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【基本的な考え方】

・「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しており、現在の事業実施内容で必要量は確保できています。

【量の見込みと確保量】

単位:人

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	544	576	565	553	543	532
②確保量		576	565	553	543	532
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の健康状態と養育環境を支援する事業です。

【基本的な考え方】

・乳児家庭全戸訪問事業等で必要と思われる家庭に対して保健師等が訪問し支援を行っています。現在の事業実施内容で必要量は確保できます。

【量の見込みと確保量】

単位:人

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	100	100	100	100	100	100
②確保量		100	100	100	100	100
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(10) 妊婦一般健康診査事業

母子保健法第13条の規定により市内に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健診に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【基本的な考え方】

・引き続き妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することで、安心して継続的に妊婦が健康診査に通うことができるよう支援します。

【量の見込みと確保量】

単位:延べ利用回数

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	6,733	6,750	6,621	6,480	6,363	6,234
②確保量		6,750	6,621	6,480	6,363	6,234
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【基本的な考え方】

- ・全25小学校区で事業を実施しています。近年、核家族化や単独化などによる世帯構造の変化に伴い、保護者の就労率が高まり利用児童数は増加傾向にあることから、引き続き必要量の確保に向け努めていきます。

【量の見込みと確保量】

単位:人

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,657	1,745	1,675	1,602	1,471	1,560
小学1年生	516	502	482	461	423	449
小学2年生	454	466	447	428	393	417
小学3年生	320	344	330	315	290	307
小学4年生	216	260	249	238	219	232
小学5年生	102	126	121	116	106	113
小学6年生	49	47	46	44	40	42
②確保量		1,745	1,675	1,602	1,471	1,560
小学1年生		502	482	461	423	449
小学2年生		466	447	428	393	417
小学3年生		344	330	315	290	307
小学4年生		260	249	238	219	232
小学5年生		126	121	116	106	113
小学6年生		47	46	44	40	42
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
小学1年生		0	0	0	0	0
小学2年生		0	0	0	0	0
小学3年生		0	0	0	0	0
小学4年生		0	0	0	0	0
小学5年生		0	0	0	0	0
小学6年生		0	0	0	0	0

(12)子育て世帯訪問支援事業(産前産後・子育て支援ヘルパー派遣事業)

産前産後や子育ての時期にあり、日中に家族等の援助が受けられない家庭を対象にヘルパーを派遣し、家事及び育児の援助を行うことにより、家庭での育児に対する不安感や孤立感の解消・軽減を図ります。

【基本的な考え方】

・令和6年7月から「産前産後・子育て支援ヘルパー派遣事業」へ拡充して実施しており、現在の事業実施内容で必要量は確保できています。

【量の見込みと確保量】

単位:人日(延べ利用人数)

区分	【見込み】 令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	780	780	780	780	780	780
②確保量		780	780	780	780	780
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(13)妊婦等包括相談支援事業

妊産婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

【基本的な考え方】

・妊産婦等に対して面談を行い、心身の状況や育児環境等を把握し、様々な不安や悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげるよう情報提供や相談等を行います。

【量の見込みと確保量】

単位:人回(延べ利用人数)

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1,191	1,232	1,210	1,186	1,166	1,144
②確保量		1,232	1,210	1,186	1,166	1,144
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(14)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

0歳6か月～2歳の未就園児を対象に保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園支援事業です。

【基本的な考え方】

・令和8年度からの実施を見据え、令和7年度は準備期間として令和8年度以降の確保策を検討します。

【量の見込みと確保量】

単位:人

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		0	8	8	8	10
0歳児		0	6	6	6	7
1歳児		0	1	1	1	2
2歳児		0	1	1	1	1
②確保量		0	8	8	8	10
0歳児		0	6	6	6	7
1歳児		0	1	1	1	2
2歳児		0	1	1	1	1
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0
0歳児		0	0	0	0	0
1歳児		0	0	0	0	0
2歳児		0	0	0	0	0

(15)産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

【基本的な考え方】

・助産師等の専門職が宿泊型、日帰り型、訪問型の産後ケアを実施し、産後も安心して子育てができるよう支援します。

【量の見込みと確保量】

単位:人日

区分	【実績】 令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	169	195	191	187	183	180
②確保量		195	191	187	183	180
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(16)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る補食給食費、物品の購入費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

教育・保育施設が徴収する実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るための公費による補助について、国の制度の内容を踏まえて実施します。

(17)多様な主体の参入促進事業

新規参入事業者に対する相談・助言、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園等で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施を検討します。

新規参入の申請があった事業者のうち、社会福祉法人・学校法人以外の事業者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求め、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可する方向で事業を行います。

4 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、私立施設及び事業からの移行を最大限尊重し、公立施設の認定こども園への移行については、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を注視しながら、令和6年3月に策定した「西条市公立保育所等再編整備計画」の「公立保育所等の再編の基本方針」に基づき再編整備を進めます。

(2) 幼児期の学校教育・保育と小学校等との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所(園)は、子ども・子育て支援での地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設の設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設の設定ができるように支援を行います。

認定こども園、幼稚園及び保育所(園)と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任が果たせるよう、意見や情報交換の場を提供するなど、連携の強化に努めます。

また、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、こども同士の交流の場や職員の合同研修会を行い、こどもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画の基本理念「こどもと家庭と地域が伸び伸び育つまち」の実現のため、今後も、福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。

また、計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理

こどもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、本市の財政状況に鑑み、上位計画である第3期西条市総合計画との整合性も図りながら、可能な限り着実な推進に努めます。

計画の進捗管理については、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「西条市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況を確認していただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

また、広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知を図るとともに、これらに対する市民意見の努め、計画の推進に適宜反映していきます。

資料編

■ 西条市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条において「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、西条市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げる事務のほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(会議の開催が困難である場合の特例)

第7条 会長は、やむを得ない事由により前条の会議の開催が困難であると認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)により、会議に付すべき事項を回議することをもって同条の会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和3年6月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和5年6月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

■ 西条市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	団体名、役職等	種別
曾我 菜々穂	公立幼稚園・こども園保護者	子どもの保護者
黒河 真弓	公立保育所保護者	
福家 章二	西条市保育協議会会長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
三輪 正史	西条市私立幼稚園協会	
大澤 里香	私立認定こども園園長	
越智 妙子	私立保育園園長	
渡邊 純子	私立幼稚園主任教諭	
松本 卓也	西条市小学校校長会会長	子ども・子育て支援に関する学識経験のある者
塩崎 千枝子	元松山東雲女子大学学長	
森山 昌美	西条市主任児童委員部会長	その他市長が必要と認める者(関係団体代表者)
處 淳子	西条市青少年健全育成協議会会長	
宮島 一郎	西条市医師会	
友澤 祥文	西条商工会議所青年部会長	
永井 真弥	西条市PTA連合会	
濱井 浩司	西条市社会福祉協議会	
築山 栄子	西条市母子寡婦福祉連合会会長	

■ 子ども・子育て支援法(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。